

## 世界へ訴える占領下の広島復興（その2）

—占領期における広島発信の試み～『広島平和都市建設構想案』と『原爆体験記』—

広島市公文書館

被爆70年史編修研究会事務局長 中川利國

### 1 はじめに

本稿の前編となる「世界へ訴える占領下の広島復興（その1）<sup>1</sup>」では、長らく幻の映画作品と考えられていた『平和記念都市ひろしま』の企画・製作の経緯を明らかにするとともに、原爆被災からの復興に取り組む広島の姿を世界へ発信する試みとしてたどった。今回はその後編として、『広島平和都市建設構想案<sup>2</sup>』と『原爆体験記<sup>3</sup>』についても、同様に世界へ発信する試みとして捉える視角を提示するものである。『広島平和都市建設構想案』は、1949年8月の「広島平和記念都市建設法」公布後に、中島公園と中央公園の二つの大公園を合わせた「拡大平和記念公園」を中心に、広島を世界的な平和都市として建設しようと策定された壮大な構想案である。これについても、映画『平和記念都市ひろしま』と同じ目的、すなわち復興資金の獲得を目指して、外資または海外の日系人からの資金調達・支援を訴えようとしたものであった。一方、『原爆体験記』については、世界的な平和運動の高まりの中で、被爆の実相を世界へ訴えることが目的であったと考えている。

しかしながら、占領期の広島においては、こうした三つの海外発信の試みは、当初の目的とは異なる結末にたどり着くことを余儀なくされた。その大きな原因是占領期という特殊な時代における、広島への原爆投下とその被害に対する占領軍の姿勢であろう。こうした問題に関しては、GHQ/SCAPによる検閲制度が思い浮かぶのであるが、それ以外の要因として占領軍の地方組織である中国民事部（広島軍政部から中国民事部へ統合・改称）と広島市との複雑な対立、もっと正確には中国民事部からの反共政策にからめた政治的圧力にあったと考えている。

### 2 『広島平和都市建設構想案』

#### （1）作成の背景

広島平和記念都市建設法案は、国・地方の財政難のなかにおいて一向に進まない広島の戦災復興事業のあい路を切り開く打開策として、1949（昭和24）年5月10日衆議院、翌11日参議院で可決され、続いてその賛否を問う住民投票が7月7日に実施されて8月6日公布された。これで、早くも45年11月から何度もなく国へ訴え続けた広島の復興に対する特別措置が、ようやく実現すると地元では期待が膨らんだ。

しかしながら同じ頃、急激なインフレをはじめとする経済的混乱が収まらない中、戦災復興事業の縮小につながる占領政策の新たな動きがはじまっていた。「対日援助の負担軽減をねらいのひとつとした日本の『経済安定』<sup>4</sup>」を実現するために、48年12月にGHQ/SCAPが日本政府へ指令した「経済安定9原則」に基づき、超均衡財政による昭和24年度の政府予算編成を、GHQ/SCAPの金融政策顧問であるジョセフ・M・ドッジ（Joseph M. Dodge）自らが日本に乗り込んで行った。この超均衡財政においては、公共事業の大幅な縮小が含まれたが、戦災復興事業全般に対する見直しに関しては、49年6月24日によく「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」が閣議決定されたのであった。この基本方針においては、街路・公園・土地区画整理等個別の復興事業毎の縮減に向けた見直し方針に加えて、戦災復興事業を昭和25年度からの5か年事業として終結させることが示された<sup>5</sup>。建設省はこの基本方針を徹底させるため、7月6日「戦災復興対策協議会」の設置を関係方面へ通知した。この協議会は、経済安定本部、大蔵省、建設省のほか、都道府県からは東京都、広島県及び長崎県の3知事、さらに大阪市等の大小地方都市に広島市も加えた12市の市長等で構成されていた<sup>6</sup>。広島市及び長崎市の両被爆地に対して制定された「広島平和記念都市建設法」及び「長崎国際文化都市建設法」を、強く意識した人選であることがうかがえる<sup>7</sup>。

こうした戦災復興事業縮小の動きに対して、広島市は7月7日の平和記念都市建設法への賛否を問う住民投票に

において、同法に対する市民からの支持の多さをアピールするために猛烈な投票啓発運動を展開した。

広島市は平和記念都市建設法公布後の8月26日から、市長、正副市議会議長らが上京し、国に対して「広島平和記念都市建設法」ならびに「長崎国際文化都市建設法」に関する運営機関設置の要望を行った。その結果、9月9日「平和文化都市建設協議会」の設置が閣議によって決定された。その後、広島市により「広島平和記念都市建設総合計画書（案）<sup>8</sup>」（以下「総合計画書」と略す。）が作成され、建設省と協議のうえ5か年計画一部後年度施行の約276億1650万円の計画書案がとりまとめられ10月3日開催の第一回協議会へ提出された。

この計画書案においては、全体の事業を従来の戦災復興事業の範囲である「都市計画法によるもの」、新たな平和記念都市建設法による「平和記念施設その他」（平和都市建設事業）及び「国営並県営事業」の三つに区分しているが、表1のとおりその事業内容は平和記念都市建設法制定への動きが明確化する以前に提出された「広島原爆災害総合復興対策に関する請願書（昭和24年2月）<sup>9</sup>」（以下「請願書」と略す）と比べて、総合計画書の事業はさらに拡大されているものの、基本的な考え方は両者ともほぼ同じである。

〔表1〕

請願書		総合計画書	
事業区分	内訳等	事業区分	内訳等
緊急完成を要する基礎的都市計画事業		都市計画によるもの	
土地の区画整理		区画整理事業	
下水道施設の完備		下水道事業	
上水道施設の完備		上水道事業	
街路事業の完成		街路事業	
港湾の修築		瓦斯事業	
河川の改修		公共空地整備事業	
広浜鉄道の建設		鉄道軌道事業	
その他の都市施設		平和都市建設事業	
平和記念施設	平和記念公園、平和記念館、美術博物館、図書館、科学研究機関等	平和記念施設	平和記念館、科学記念館、その他付属施設、平和記念道路
教育施設		学校建設	
社会事業施設		社会事業施設	母子寮、保育所、青年会館、婦人会館、労働会館、簡易宿泊所
観光施設		観光施設	美術館、博物館、動植物園、競馬場、競輪場、音楽堂、観光ホテル
		下水道建設	
		上水道拡充	
		都市計画街路事業	
		瓦斯軌道新設	
		公園造成	
		庶民住宅建設	(市営住宅)
		保健衛生施設	市民病院、伝染隔離病院、保健所、公衆便所、塵芥焼却場、火葬場
		体育施設	野球場、陸上競技場、水泳場、体育館、相撲場、弓道場、排球場、球技広場
		児童文化施設	児童センター
		国営並県営事業	
		河川改修	
		港湾修築	

しかし、前記「請願書」と「総合計画書」との事業内容の共通性は顕著だが、事業の優先順位は大きく逆転した。「請願書」において最も優先順位が低かった平和記念施設に関する事業（平和都市建設事業）は、「総合計画書」においては最優先事業として区分され、さらに戦災復興事業とは異なる法律（平和記念都市建設法）を根拠とする別枠の

事業として、大きく膨らんだものになっている。ただし、この平和都市建設事業には、小・中・高の各学校校舎の復旧・建設、市営住宅、美術館・観光ホテル・競馬場等の観光施設、陸上競技場などの体育施設等の建設や母子寮などの社会福祉事業といった幅広い事業が含まれていることに留意する必要がある。なお、国直轄事業として戦時中に中断された太田川改修事業や、戦争中に完成を見ることが出来なかった広島港修築事業も別区分ではあるが、総合計画として必要な事業として掲げられていた。すなわち、「請願書」を下敷きとした「総合計画書」の基本的な事業内容は、河川改修や港湾整備などは別として、大幅な縮小が不可避であった既存の戦災復興事業（街路・公園・土地区画整理等）を除き、戦災からの復興に必要と考えた残り全ての事業を平和記念都市建設事業として位置づけ、国庫補助等による財源の確保を図ろうとする大胆なものであった。

しかしながら、こうした膨大な計画が緊縮財政下の国に承認されるはずもなく、この事業計画案は「ついに陽の目をみることができず」、1950年7月に経済安定本部及び大蔵省の査定を受けて、基礎的な5事業（戦災復興、平和記念施設、排水施設、幹線街路、都市公共施設）に絞り、事業費も29億4800万円という縮小案が決定されたのであった。その後、翌51年7月に20億9112万円へ圧縮され、52年7月には朝鮮戦争特需と物価高騰による単価改定が行われ26億9636万円に増額された<sup>10</sup>。

その一方で、1949年から52年にかけて、「中島公園」と「中央公園」を合わせた「拡大平和記念公園」を中心とした『広島平和都市建設構想案』が、時代に抗うかのように何度も修正を繰り返しながら策定されていった。

## （2）戦前に挫折した「大広島」建設計画の戦後復興「請願書」への継承

それでは、後に『広島平和都市建設構想案』へと変貌してゆく最初の基礎となった「請願書」は、どのようにして生まれたのであろうか。

その答えの一端は、戦前に未完成のままとなった都市計画事業にある。戦前の広島が近代都市へと発展するために必要な三大事業として、都市計画事業、太田川改修事業及び広島商業港拡張事業（当時は「広島港修築事業」と呼ばれた。）があった。これらの各事業及び本稿に関係する参考文献として、先に刊行した『広島市被爆70年史』関係節もご覧いただきたい<sup>11</sup>。

### 都市計画事業

近世城下町を基に発展を続けた広島市も大正時代には、近代都市への抜本的な改造が必要な状況であった。城下町の小さな町割りや狭い街路を抱えながら、市内の人口は増加を続け、また小規模な工場が市街地のいたるところに乱立しはじめたため、物流や人の往来など交通の増大とともに、住居と工場の隣接による騒音や煤煙などの公害問題も生じてきた。こうした状況に対して、1923年広島市に対しても隣接7カ町村も含めた地域に「都市計画法」が適用されることになった<sup>12</sup>。道幅を広くとった街路を市内縦横に配置した街路計画、公園の配置、生活空間（住居地域）から工場の新設を遠ざける地域指定などが行えるように、「都市計画」が策定された。都市を計画的に発展させようとする思想である。

こうした都市計画法の適用を契機とし、隣接7カ町村との合併による市域の拡大を図りながら、広島を「商工都市」として発展させようとする構想が1922年の「大広島建設計画」である。これは都市計画適用の準備として内務省からの照会に対して、広島市が回答した案が元になったと言われている。その後に広島商業会議所によってまとめられた1927（昭和2）年の「大広島の建設」では、個々のインフラ整備事業に併せて経済振興策を重視した視点が強調され、都市計画と経済政策を併せたより総合的な都市開発計画としての萌芽が見られるのである<sup>13</sup>。

この都市計画の実施に関しては、デルタの中心部を除いた地域では土地区画整理事業がそれなりに進み、整然とした市街地へ発展する基盤が作られたが<sup>14</sup>、肝心の市内中心部では街路計画や公園計画の進展は遅かった。特にデルタの内外を縦横に道路ネットワークで結ぼうとする街路計画の進展が思わしくなかったことは、都市計画が目指した重要な課題に応えられないまま戦前が終わったことを意味した。

### 太田川改修事業

次に、太田川改修事業はデルタの宿命として、近世以来、度々洪水に悩まされてきた広島念願の事業である。近代になってからも明治・大正期だけで9回の大洪水に見舞われている。明治維新の混乱期や戦時中の山林乱伐・荒廃も背景にあったと考えられるが、宇品築港に伴う新開開発など近代以降に大規模な埋立事業を進めたことも、洪水頻発の要因となった可能性が指摘されている<sup>15</sup>。デルタの埋立は災害を招き、都市自らの首を絞める結果ともなったのである。

1896（明治29）年の河川法制定により、主要河川の改修工事における国（内務省）の権限と費用負担の問題が法的に整理され、太田川も1910年の臨時河川調査会、1921（大正10）年の第二次治水調査会において、長期的な河川整備計画に位置づけられていたが、その整備着手はなかなか進展しなかった。内務省技師による実地調査が行われ、地元（県・市）が総事業費1590万円の約3分の1を負担することで、1932（昭和7）年度からの15か年計画として予算承認されたのであった。しかし、1934年度には本格的に工事着手されたものの、1944年6月戦況悪化のなか事業は一時中止となつた<sup>16</sup>。

戦前の太田川改修計画において中心となるのは新たな放水路の整備である。福島川と山手川を合流させた放水路を開削し、洪水時には調整用水門（現「大芝・祇園水門」）によって下流の5派川への流入水量を制限し、増水分の多くを放水路へ流下させようとするものであった。この放水路整備事業を伴う太田川改修事業は、先述の「大広島の建設」においても土砂の堆積を防ぐためにも、宇品港改修事業と密接に関わる事業と認識されていた。

### 広島商業港（拡張）修築事業

「大広島の建設」にある宇品港修築事業の目的とは、一点目として大半を軍用港として占拠された宇品港を西側の海面に拡張し、港湾設備を充実させて商業港として拡充を図ること、二点目として長年の懸案であった外国貿易を行う「開港場」に指定されることであった。

1889（明治22）年に完成式を迎えた宇品港は、解荷役を主力とする港湾である。すなわち、宇品島と金輪島に囲まれた水面を錨泊地とし、船荷は解により対岸の解荷揚場（岸壁）へ荷揚げされる。港湾施設としては、宇品島付近に整備する荷揚場など港湾関連施設と市内が、護岸上の交通により結節されれば最低限度の機能は確保できたのであるが、当時の築堤に関する土木技術上の問題と士族授産を目的とした新開開発が同時に行われたことから、大規模な埋立事業を伴うことになった。

「大広島の建設」が特に問題としたのは、「軍用港として海岸面の七割は、陸軍運輸部本部の占むる所であり、一割は水上警察署や郵便局が占め、商港としての用をなす部分は僅に残余の二割に過ぎず、一條の小規模なる市営桟橋があつて、内海通航船を繫留せしむるのみである<sup>17</sup>」という点であった。日清戦争を契機とする軍用港機能の強化により、築港当時の目的である商業港としての機能がかなり圧迫されていたのである。商業港の拡張は、軍用港の機能へ影響を及ぼさない西側の海面を選択するしかなかった。商業港の拡張を目的とした修築計画は、1926（大正15）年には成案が作られたが、県の三部制経済廃止の問題（多額の工事費を都市部の修築事業に費やすことと、三部制廃止による多額の郡部県債残高を都市部も負うことが相殺された<sup>18</sup>）から整備費用の問題で県会が紛糾し、1933（昭和8）

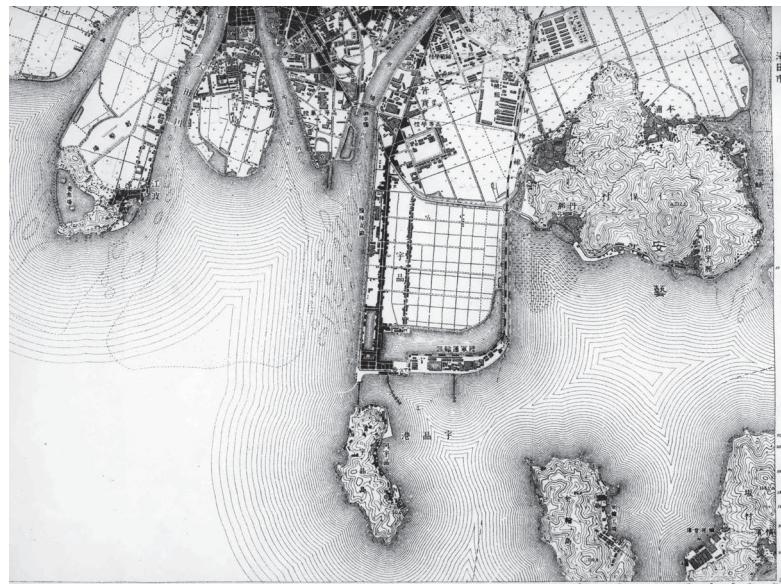


写真1 宇品新開と宇品港 2万5千分1 地形図呉要塞近傍九号  
陸地測量部（昭和3年）

年によく着工となった。この工事は県の事業であったが、同年5月に宇品港軍事取締法が施行されたため、国家代行事業として行われた<sup>19</sup>。この修築事業は、全国的な臨海工業地帯建設の機運とともに、1937年度から調査費が計上され、1940年に起工された広島工業港建設事業へと包含されることとなった<sup>20</sup>。

宇品港の開港問題は、日清戦争後の1899（明治32）年10月には、広島商業会議所において神戸と馬関（下関）との間の広島を海外貿易が行える開港場とすべきと議論されていた<sup>21</sup>。11月には県会（通常市部会）において開港要求の決議も行われている。広島においては陸軍が宇品港の軍用港としての役割を重視したため、開港が実現できなかつたと理解されている<sup>22</sup>。それでも外国貿易に関しては、「大正9年に保税地域の設置と神戸税關の支署の設置が実現し、…（昭和8年）に第二種重要港湾選定」が行われ、開港場よりも制限は多いものの貿易港としての機能も一部実現し、1936年には1931年の2.8倍の260万トンの輸出入貨物を取り扱った。このうち160万トンは、港の荷揚能力を超えたためか本川・元安川・京橋川の沿岸で処理されたのであった<sup>23</sup>。川辺の雁木を使って船から荷揚げされたのであろうか。広島商業港の修築は、まだ完成には至っていない。

### 三大都市計画事業の戦後復興「請願」への継承と変容

これまで述べたとおり、戦前期においては都市計画事業、太田川改修事業及び広島港整備事業は、太田川改修事業を要として相互に密接な関係を有した「三位一体」とも言える都市整備事業であった。こうした状況は、終戦直後はどうであったのか。

都市計画事業に関しては、戦災復興事業という位置づけとなったものの、百メートル道路など新たな修正を盛り込みつつ、基本的には戦前の計画を継承した街路計画が定められ、これでようやく市中心部を重点とする土地区画整理事業が着手されたのであった。原爆被災が契機となって、広島の都市計画が一挙に進んだといつても過言ではない。

また、中断された太田川改修事業の重要性も戦前と変わらなかった。戦災復興事業として街路・公園の整備や区画整理を進めたとしても、太田川による洪水被害を抑えなければ、都市としての復興は望めない。浸水による物的・人的被害はもちろんであるが、特に広島の街路ネットワークにおいては、数ある橋梁への被害も抑えなければ折角の整備も意味をなさない。特に、終戦直後の枕崎台風は原爆被災にもかろうじて残った橋梁をも流失させ、空前の被害をもたらしたことから、太田川改修事業の早期完成が待望されたのであった。

広島港に関しては、戦前に軍用港として大半を占拠されていた護岸や海面が解放され、長年の目標であった開港場の指定は1948年1月に行われた。しかしながら、放水路の整備により市内5派川の河口への土砂の堆積を少なくする必要はあった。「請願書」における広島港整備とは、吉島沖の貯木場を除くと、元宇品港に荷役場や接岸護岸を、丹那へ大型船の船溜まり、荷受場や繫船浮標を、猿猴川河口にも船荷揚場を整備するなど、元宇品港から東側へ港湾施設を拡充させようとするものであった。将来的には国際貿易港として、また瀬戸内海観光航路の要地として「観光都市広島」の重要なインフラとして機能することが期待されていた。

『広島平和都市建設構想案』では、後述するとおり平和記念公園や平和大通りといった市中央部分の事業だけでなく、こうした戦前の残滓とも言える都市整備事業と戦後の戦災復興事業が組み合わさった複雑な状況を飲み込むように、策定されたのであった。

### （3）復興財源問題と海外への視線

日本の戦災復興、とりわけ広島の戦災復興と海外との関係については、『広島市被爆70年史』（戦後編第1章第5節「海外からの復興支援」）に端的にまとめられている。特に、広島においては移民県として多くの日系人が北米・ハワイや南米などに移住し、焼け野原からの復興へ手を差し伸べていたのであった。さらに、積極的に復興支援をアピールする動きもあった。こうした海外へ復興財源を求める姿勢は、『広島市公文書館紀要』（以下『紀要』と略す）第30号に掲載した本稿の（その1）で触れたように、48年3月頃からその動きがはじまり、同年8月6日の平和祭から撮影が開始された映画『平和記念都市ひろしま』の製作に表れている<sup>24</sup>。その当時の復興財源としては、宝くじや競馬などの公営ギャンブルが手っ取り早いものとして重宝されたようだ。「請願書」においても観光施設として「競

馬場」が記され、「競馬場・競輪場」は後述する構想試案1～3までにおいてレクレーション施設等の名目で計画されていたが、49年11月には広島市へ競輪場の設置が内定したため<sup>25</sup>、最終案ではこうした公営ギャンブル施設の姿は消えている。

48年になるとロサンゼルスやハワイで、それぞれ日系人による広島に対する直接的な復興支援の動きも見られた。49年7月にはハワイから9万ドルが広島の戦災者へ送られ、後の送金額も合わせると約4,000万円（11万3000ドル）もの義捐金が送られてきたのであった。ロサンゼルスからも復興支援募金の動きが援助物資等の形で始まっていたが、50年には送られた400万円によって児童図書館の建築も計画された。こうした海外からの支援が、まさに『広島平和都市建設構想案』策定の動きを支えていたのである。

#### (4) 海外向け冊子として企画された『広島平和都市建設構想案』とその発信

『広島平和都市建設構想案』（昭和25年10月）は、1949年8月6日に広島へ捧げられた英國詩人工ドマンド・ブランデンの詩による「序」からはじまり、「第1章 平和都市としての広島」でその理念や目標を掲げ、「第2章 平和都市建設計画の中心的（特殊的）課題」で平和都市の中心施設となる「平和施設」、「国際文化施設」及び「観光施設」について述べられている。そして最後に「第3章 平和都市建設計画の一般的課題」で、地勢、人口要件、土地利用計画に續いて、住宅・学校・交通整備等の一般的な都市整備の課題に触れている。

〔表2〕

資料仮題等	作成期間または時期	関係者（作成者）		備考
		広島市	東京大学	
Plan for Construction of Hiroshima, Eternal Peace City	Oct. 1949 (昭和24年10月)			見返資金 GHQ/SCAP
構想試案1 <sup>26</sup> (1949年版)	昭和24年11月1日 ～昭和25年2月4日	織田技手、銀山技手、 藤本主事	丹下健三、浅田孝	広島市野紙 ペン書き
構想試案2 <sup>27</sup>	昭和25年2月5日 ～4月2日 (昭和25年4月)	室長難波巖、主任藤 本千万太、銀山匡助、 織田公明、加藤勝登、 中野敏、山田義則	丹下健三、浅田孝、 大谷幸夫	広島市野紙 ペン書き
構想試案3 <sup>28</sup>	昭和25年4月			ガリ版刷
Peace City Hiroshima <sup>29</sup>	昭和25年5月か		丹下健三	英文カラー印刷
『新都市』広島平和都市建設特輯号 <sup>30</sup> 昭和25年8月	昭和25年5月か	「平和都市の建設」 浜井信三 「復興の足どり」 大島六七男	「平和都市の中心的 課題」 丹下健三	
構想案（最終版） <sup>31</sup>	昭和25年10月	（記名なし）	（記名なし）	ガリ版刷 140頁
『広島市 お知らせ』（新年特集号）	昭和27年1月1日			

この『広島平和都市建設構想案』の完成版までの3版の草稿（構想試案1～3）とこれに関連する資料を表2のとおり示す。冒頭のGHQ/SCAP宛ての資料以外は、全て本館の所蔵である。この構想案が海外向け冊子であった痕跡は、構想試案の草稿に残されている。まず、構想試案1の序文は「ここに発表せんとする『広島平和都市建設構想案』は今まで世界各地から寄せられた貴重な意思と日本国家の意思とその建設の直接担当者たる広島市民の意思とをとりまとめ立案せられたものである。これを契機として真に原子力時代の意味とするもののシンボルにふさわしい充足されたる平和都市の構想が出現せんことを世界の人々に訴えるのである」と結ばれている。また、構想試案2及び3では表題の前に送付用添書「おことわり」が置かれ、ここではより明確に「尚これは成案を得次第所要の写真地図等を挿入し、世界の各地に発送致し度いと存じて居ります。従って編集の方針は出来る限り外国人を対象とするよう努めております」と記されている。ここで「外国人を対象とする」とあるのは、各試案の序文中に「日本国会」「日本国政府」「日本政府」と言う表現があることや、英語翻訳を容易にすることを意識した言い回しの文章も散見されること、さらに随所に固有名詞や表現の短い英語訳が記されていることからも、そうした意図がうかがえるのである。

「外国人を対象とする」痕跡の中でも最も顕著なものは、構想試案1の「橋梁」に関する記述である。ここでは原

爆や枕崎台風で損傷した橋梁を永久橋として架け替えようとする計画が説明されている。この一覧表（橋名、橋長、幅員及び工事概算費）が、それまでの日本語表記から突然と英語表記となっている。当然ながら、表中の32の橋名も全てローマ字表記となっている。

これについては、この構想より前に作成された「総合計画書」における「都市計画街路」の財源説明として、国庫補助と目的税によってもなお財源の確保が困難であるため、「…本計画事業費の3分の1額を占める橋梁（33橋）の架設については、可及的海外の協力を求めるよう計画中である」と説明されていた<sup>32</sup>。すなわち、架橋地点の地名による仮の橋名が漢字表記から誤訳されることを恐れ、また翻訳の手間まで惜しむかのように英語で表記されていたのであった。

結論を先に述べるが、この構想案の原型となる最も初期のものは、見返資金に関してGHQ/SCAPの経済科学局(ESS)へ提出された1949年10月付の"Plan for Construction of Hiroshima, Eternal Peace City"（「広島平和都市建設計画」）である。この書類は"Counterpart Fund – Public Works, Hiroshima, 1951"<sup>33</sup>（「見返資金—公共事業、広島1951」）と題され、丹下の平和記念公園設計コンペ入選作のパース3枚、上記英文の「広島平和都市建設計画」(Oct. 1949 Hiroshima City)、「平和記念公園平面図 縮尺千二百分の一」（筆者注：中島公園及び原爆ドーム敷地）及び「広島復興都市計画街路網公園配置図・街路事業計画図 縮尺二万分の一」（昭和24年8月）から成っている。本文の広島平和都市建設計画（英文）は10頁の説明に2頁の広島平和記念都市建設法が付けられているが、内容の構成が「構想試案1」（49年11月1日着手）と同じである。英文本文の説明では、平和記念公園は敷地面積257,000坪の「拡大平和記念公園」であり、貼付された図面とは異なる。平和記念施設として陸上競技場や野球場も記載されている。また、総事業費は約276億1650万円と、10月3日の第一回平和文化都市建設協議会へ提出された数字と同額である。

復興事業の財源について「請願書」では、「国家的事業として採択せられ国家予算に特別の疑項（「款項」の誤りか）を設け」るよう、と国費で広島復興を求めていたが、続けて「将来広島復興外債を募集することは可能であると考えますが、講和条約の締結までそれが困難であるならば、クレジットの一部を配分せられ度い」と述べている。ここでクレジットとは、見返資金のことである。構想試案1でははっきりと、「国家財政にも自ずから限度があるので、到底所望の目的を達成することが困難であるので、建設事業費の一部に米国対日援助見返資金の使用または運用を計画し、目下審議中である<sup>34</sup>」と述べている。東京における第一回平和文化都市建設協議会の開催が10月3日であることから、このタイミングで見返資金の適用についてGHQへ協議したのであった。構想試案1の着手がこの協議会から1か月程度後の11月1日と記載されているが、10月にはほぼ同様の内容の英文資料が提出されており、見返資金への具体的な動きに合わせて、早期により具体的な資金計画に着手するために、すなわち、早期に海外からの資金募集等を実現するために、具体的で且つ世界的スケールの施設計画として、「拡大平和記念公園」を織り込んだ『広島平和都市建設構想案』に着手したと考えられる。『紀要』30号掲載の（その1）にも記したように、この頃、海外への資金協力を訴える記録映画『平和記念都市ひろしま』の製作も進んでおり、併行して海外向けの『広島平和都市建設構想案』の完成を急ぐことは全く自然の流れであった。

ここで見返資金について触れてみたい。見返資金とは米国からの援助物資を輸入する際に、その同額を特別会計へ積み立て、インフレの根源とも批判された復興金融公庫を廃止し、その代わりに経済復興関係事業へ融資を行おうとするものである<sup>35</sup>。その制度や内容の説明は、筆者の手に余るものであるが「見返資金利用の一般的目的は、通貨及び金融の安定を維持促進し、輸出と国内生産活動を刺激することである<sup>36</sup>」とされ、公私の企業に対して運輸・電力・生産その他の産業用に多く融資された。国鉄や住宅金融公庫も政府事業勘定に含まれているが、公共事業としての支出は50年度と翌51年度でほぼ終わり、全体で110億円余りである。50年度を見ると払出総額799億円のうち、政府事業は382億円でそのうち公共事業80億円余りであり、道路整備事業はわずかに39億円がGHQから承認されたのであった<sup>37</sup>。

広島市の『戦災復興事業誌』では、「たまたま昭和25年度には、エロア資金による米国対日援助見返資金の公共事業（道路整備事業）への支出が認められ、百メートル道路のイサム・ノグチ設計の平和大橋と西平和大橋が国の事

業で架けられた<sup>38</sup>」と、予想外の事業に見返資金が適用されたような記述である。これまでの本稿の考察から分るように、英文の「広島平和都市建設計画」は、49年10月には見返資金の適用を求めるためにGHQへ提出されているのである。しかしながら、平和記念公園の建設は見返資金の使途と認められた経済復興とは全く畠違いの公共事業であり、その適用は望むべくもなかったが、平和大通り（百メートル道路）の整備事業は道路事業として認められ、二つの橋梁のみが国直轄事業として施工されたのであった。広島市としては見返資金の適用を強く求めたものの、結果として予定していなかった二つの橋梁のみが認められたという結果であった。

この構想案は1950年10月の最終案に至る前の5月下旬の段階で、楠瀬知事や浜井市長らがイスのMRA（道徳再武装）大会へ参加するために持参した“Peace City Hiroshima”という英文パンフレットとして印刷され、発表された。この英文パンフレットの製作経緯と関連資料「丹下健三書簡綴」については、『紀要』第27号において拙稿も含めて詳細に解説している<sup>39</sup>。この英文パンフレットは、全体でわずか6頁の簡易なものであるが、構想案との共通点は、冒頭のプランデンによる詩文や、かなり要約されているものの英文説明文の中に読みとれる。

さらに、その後この構想案は国内でも同年8月の専門誌『新都市』において、浜井市長、大島助役、丹下健三によるそれぞれの記事の中でその内容が掲載されている。構想案の前半の建設理念等を浜井が、具体的な事業内容等を大島が記述した形になっている。この『新都市』掲載の内容は英文パンフレットとほぼ同じ時期、すなわち浜井市長が外遊へ出発する前の5月末頃のものと思われる。構想案の最終版は10月に完成したのであるが、6月に出発した市長らは欧州から米国本土・ハワイを経由して8月30日に帰国しており、その後に海外での反応も加味してさらに改稿を進めたものと考えられる。

最終案での財源措置の記述は、「政府は平和都市建設のためにできるだけの援助をなすべく努力しているが、国家財政のみに依存することは自ずから限界がある。目下世界の各地に於いて前述せる如き諸種の機関により又世界平和を愛する人々により淨財が集められつつある。将来は外債募集について検討する計画である<sup>40</sup>」と見返資金に対する言及ではなく、ノーマン・カズンズ（Norman Cousins）らによる「広島ピース・センター・オーガナイジング・コミッティー<sup>41</sup>」など海外での運動へ期待が寄せられている。

こうした外債募集の動きは、講和条約締結により連合国軍による占領が終了した翌年から始まった。1953（昭和28）年7月19日、地元紙『中国新聞』は「外債で平和都市建設 一千万ドル募集をめざす」という記事を掲載した。内容としては、当初着手した5か年計画（27億円）がこの年度分を見込んでも、53%の進捗率であり、29年度以降の3か年で残余の事業を一挙に完成させるため、1000万ドル（36億円）の米貨外債を募集するとある<sup>42</sup>。続いて23日には「アメリカの良心に訴えて」という気になる表現を伴って「平和都広島建設へ 米貨外債募集の骨子成る<sup>43</sup>」と報じた。この頃の外債募集計画は、53年8月からシアトルで開かれた「第2回太平洋沿岸市長会議」参加のため浜井市長が渡米の予定であり、帰途にワシント

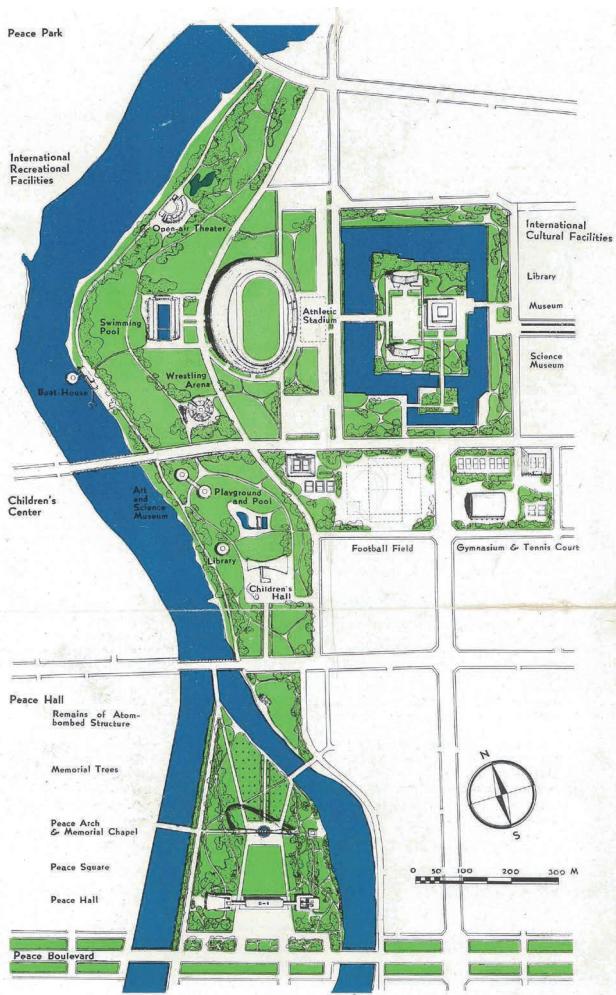


写真2 Peace City Hiroshima 2頁掲載図

ンで日系アメリカ人市民連盟のマイク・正岡と会って外資調達の活動を行うためであった<sup>44</sup>。

これについては、「外資導入計画<sup>45</sup>」という資料が本館に所蔵されている。「広島平和記念都市建設事業計画」（広島市 1953）が付属しており、同年 6 月に作成されたものである。この建設事業計画では、総額 276 億円（49 年の総合計画書」と同じ対象事業）の建設計画に対して、同年 3 月末の進捗状況として約 32 億 5000 万円（進捗率約 12%）が記されている。しかし、募集する外債を充てる対象事業はこのうち 6 種類（街路・橋梁・公園・上水道・下水道・公営住宅）の公共事業に限定されている。ドル建外債は、金利は 5% で 5 年据え置きの 30 年払い、償還総額は 63 億円以上である。償還財源は市税等が 88% で、残りは上下水道使用料等となっている。「国庫補助など待つておれぬ<sup>46</sup>」という新聞の見出しから分かるように、当然ながら債券の償還に関して政府保証も付ける予定はなかったようだ（ただし、政府の許可が必要という認識はあった）<sup>47</sup>。処分できそうにもない市有財産表には約 29 億 9600 万円が計上されているが、担保価値のありそうな現預金・有価証券はわずかに 250 万円である。

言うまでもないが、償還計画に直結する収益事業とは無縁か、あるいは非常に収益性の低い公共事業（街路・橋梁・公園・上水道・下水道・公営住宅）を対象とした債券であり、かつ税を償還財源の柱としている。あまりに低い利率その他を考慮するまでもなく、金融関係者が全く関与していなかった外債計画とみて間違いないであろう。この外債募集計画が実現することはなかったが、建設事業計画の説明に関しては、『広島平和都市建設構想案』の冒頭にみられた、高邁な論理の展開は影をひそめ、あくまで実務的な調子のものであった。

#### (5) 『広島平和都市建設構想案』の展開——平和記念公園の範囲の変遷と平和大通りの位置づけ

前述した「請願書」から「総合計画書」へと変遷する中で、都市計画事業として二点ほど非常に注目すべき変更点がある。一点目は、百メートル道路（現在の平和大通り）が戦災復興事業の街路事業から、平和記念都市建設事業へと事業区分を変更されたことであった。また二点目は、これらより以前の 1948 年 12 月に国会へ提出された「特別戦災地広島市復興促進に関する請願」（草稿）から確認できる変更ではあるが、平和記念公園の範囲が「中島本町並びに基町」とされ、当時の中島公園（実際には、中島本町以外にも天神町や材木町等が含まれている）と中央公園を含めた、大きな計画になっている。

また、50 年 8 月の『新都市』に掲載された丹下の「平和都市建設の中心的課題」では、内容的には構想案の説明ではあるものの、この計画の中心課題として（1）平和都市の根源地となるに必要な諸施設の配置、（2）平和都市としての形態を備えつつ且つ平和の雰囲気を醸成する源泉となるにふさわしい諸施設の計画、を挙げている<sup>48</sup>。この二つの中心課題に対して、丹下はどのように答えたのであろうか。

##### 平和記念公園の範囲の変遷について

先に二点目の平和記念公園の範囲の変遷から検討を進める。市中央部である爆心地に原爆被災を記念する公園を作ろうという意見は、原爆投下から 1 か月も満たない 1945 年 9 月 2 日に、『中国新聞』の記事として表れる。さらに 10 月 17 日に官選知事として広島へ着任した楠瀬常猪は、2 か月後の新聞取材に対して「私はこの広島が戦争終結をもたらした平和への記念都市となるため全世界の有志から復興資金、資材を募りたいと思う」と答えている<sup>49</sup>。広島復興のキーワードとして「平和記念都市」という表現が出された最も早い時期のものである。しかし、楠瀬知事の発言を素直に読めば、この当時の「平和記念都市」とは、戦争終結を記念する都市という意味にもとれる。この中島公園の計画は、翌年 2 月 25 日の第 1 回広島市復興審議会へ爆心地の公園として提案された。復興審議会の議論では、中央公園となる旧西練兵場についても、「(城址であり大本営の聖蹟もある、その意味で) 公園として残し、中に原子爆弾記念施設や市民の享樂慰安施設を完備したい<sup>50</sup>」（第 5 回藤田若水委員発言）という意見や、「平和日本建設の為には教育とスポーツが盛んにならなければならぬ。練兵場はグラウンドに適しておる<sup>51</sup>」（同第 6 回松本常一委員）と言う意見もあった。

当時の平和記念公園に関する説明としては、46 年 10 月都市計画広島地方委員会において、竹重県都市計画課長が公園計画について、中島公園は「原子爆弾を記念すると申しますか、又は世界平和復興を記念する公園と致しまして、

それに関連した施設を此処にもって行きたい」と述べている。彼は原爆被災から1か月後に早くも、戦前の都市計画における公園緑地の少なさを問題とし、市中央部に公園を設置したいという考えを表明していた<sup>52</sup>。「中島公園」と「中央公園」は、東練兵場に計画された「東公園」とともに広島復興都市計画公園の一つとして46年11月に告示された。市中心部の中島公園を含めた三つの大公園の概要は、県都市計画課（竹重課長）の主導で進められたと思われる。

しかし、中央公園となる西練兵場全体の用途については、関係者の間でも明確な一致点はなかったようだ。翌47年1月の第20回市復興審議会では、西練兵場へ20万坪以上のグラウンドを確保すべきという意見に対して、竹重課長は「この規模はオリンピックでも開催し得るもので、普通の総合グラウンドは小さくても良い。位置は…必ずしも市の中心を選ぶ必要はない<sup>53</sup>」と反対している。県としては、中央に官庁街を形成したいと考えていたためである。

平和記念都市建設法以前の「請願書」における平和記念施設とは、「この尊い戦訓を永劫のものとなしつつ且つ将来世界平和運動の世界の一拠点とする」ことを目的とした施設であり、その施設は内容や規模においても世界的スケールで計画されるべきものと考えられたのであろう。そこから、中央公園と中島公園を一体としたものを「請願書」では「平和記念公園」と定義しているが、その公園内に計画された施設は大集会場、原子爆弾資料陳列室、平和塔、予備室（小会議場・平和文化運動団体の事務室等）といったもので、中島公園を対象として行われた平和記念公園の設計コンペで示されたものと同じ程度であった。平和公園の範囲は、49年9月の「総合計画書」では「中島公園を、平和記念公園とし」と明確に限定しており、平和記念公園の設計コンペが報じられる同年4月頃には、中島公園に限定する方針が打ち出されたと思われる。しかしながら、「総合計画書」での中島公園への限定は、平和記念都市建設法に定める平和記念施設としての整備を国の事業（「総合計画書」では実施主体は「国営」と示されている）として求めたものであり、その後の『広島平和都市建設構想案』による展開を考慮すると、49年9月の時点においても中央公園を平和記念施設へ取り込む姿勢は必ずしも断念しておらず、後年度事業（将来構想）として計画を進めたい意向であったと考えられる。

その当時の現実としては、中央公園の西側地域には、戦後の応急住宅が市営となった基町住宅街と河岸には「相生通り」（「原爆スラム」とも呼ばれた）にも住宅が密集していたが、それらを撤去して構想を進める方策は定まっていなかった。

見返資金を求めた英文「広島平和都市建設計画」の提出が49年10月であり、10月3日には東京で第一回平和文化都市建設協議会も開かれており、見返資金のみならず、早期に海外からの資金募集等を実現させるために、より具体的で且つより世界的スケールの施設計画として、9月か10月頃から「拡大平和記念公園」を織り込んだ『広島平和都市建設構想案』に着手し、発展させたと考えられる。50年及び51年のそれぞれ翌年度の国への予算要求である「広島平和記念都市建設5ヶ年計画書」においては、公園面積は中島公園と中央公園を合わせた12万坪と記載されている。

この平和記念公園の範囲を拡大する意図については、国が認めた広島平和記念都市建設法の事業となるか否かという、財源上の問題であったと整理することも否定できないが、拙稿（その1）の映画製作で明らかになったように、わが国自身も敗戦で経済的に疲弊していたことから、海外からの資金調達・支援要請に対して、強い希望を持っていたことが主な動機となったと考えている。

中島公園の平和記念施設としての位置づけは、平和運動の拠点となり得る施設であり、丹下が後に「平和の工場」と呼んだ役割である。平和会館、陳列室、会議場から成っている。中央公園は「国際人の交歓地」として「国際的な文化施設やレクリエーション施設」を整備するとあるが、国際的な文化施設やスポーツ施設を建設して、世界から訪れた人々が平和を享受した喜びを交歓する場所とするという意味であろう。構想試案1では大胆にも、「そのうち、体育運動施設については、将来世界オリンピック大会の開催を可能ならしめるよう考慮し、国際的水準の精髓を取り入れる計画である」と述べている。48年8月「スポーツと世界平和」と題した地元紙『中国新聞』の社説では、「われわれはわが国民のスポーツに対する正しい理論が民主的平和的な文化国家の建設、ひいては世界国家の建設にいかに寄与する所が多いかを痛感するのである。『ノー・モア・ヒロシマズ』の運動は、スポーツの面を通じても強力に推し

進められなくてはならぬ」と開催中の（日本はまだ参加が許されてなかった）ロンドン・オリンピックへ想いを寄せて、平和とスポーツの関係を説いている<sup>54</sup>。

また、中央公園については「平和都市をより正しくより充足されたるものに成長せしめるため、その担い手となる次世代の育成には十分な考慮が払われなければならない」という理由で、「平和公園内の平和会館敷地（「中島公園」：筆者注）と想定している河沿いの美しい環境を持った地域に児童センターを設ける」と記されている<sup>55</sup>。このように、国際的な文化・スポーツ施設及び児童文化施設が、中央公園へ配置される施設群の基本的な性格であった。

こうした中央公園の整備計画については、構想案以前の二つの計画も大きく影響したと思われる。一つは「広島児童文化会館総合計画」（47年8月）であり、これは「大ホール、科学館・図書館、文芸館、美術館、工芸館或いは宿泊施設、動植物園、プール等」の児童に関する諸施設を3次計画で整備しようとするものであった。この中心施設として48年5月地御前（現廿日市市）の兵器工場を移設した「児童文化会館」が開館した。この設立経緯については、拙稿『《研究ノート》ハワード・ベルと広島の児童文化』において詳しく記したが、ハワード・ベルがこの児童文化会館建設事業を支援した理由として「多くの（GHQの）米国人がこの事業に関心を払うのは、広島が原爆被災を（米国により：筆者注）受けたためではなく…広島の人々が未来を担う児童を復興計画に位置づけたことへの敬服にある<sup>56</sup>」と述べている。先の中央公園への児童センター設置の意義は、ベルが強調した点と通ずるものである。

もう一つは運動競技施設を設置するもので、48年末の『夕刊ひろしま』に「目指す国体とマ杯」という見出しで、排球場・野球場・庭球場・（大型屋内）球技場・憩い場（芝広場か）を西練兵場に整備する構想が、イラスト入りで書かれている<sup>57</sup>。国体やマッカーサー杯（硬・軟式庭球、卓球）の開催により、競技場の整備を徐々に進めようとするものであった。実際に、マッカーサー杯においては卓球場（大会後は中央公民館となった）や中央庭球場が整備された。

49年3月、市長と共に復興国営請願運動から帰広した任都栗司市議会議長は「…市役所から基町の会場まで45メートル道路を本年8月までに緑樹まで植えて整備し、マッカーサー道路と呼びたいと考えている<sup>58</sup>」と発表している。広島のマッカーサー道路は、現在の「鯉城通り」に中央緑地帯を設け、電線類地中化を行うというぜいたくな計画であったが、経済安定九原則下において起債が制限されたため、県庁前の紙屋町交差点から広島城までの約450m余りに縮小された<sup>59</sup>。原爆詩人峰三吉は52年に刊行された詩編の中の作品「その日はいつか」で、

そして思いもしたろうか　此のなつかしい広島の、広場につづく道がやがてひろげられ　マッカーサー道路と  
名づけられ　並木の柳に外国兵に体を売る日本女のネッカチーフが　ひらひらからんで通るときがくるのを、<sup>60</sup>  
と、原爆で亡くなった少女に対して敗戦による時代の変化を語るなかで、広島市の占領軍に対する態度を批判している。広島市がこの道路を改名したのは、占領終了後の55年になってからである<sup>61</sup>。

以上をまとめると二つの公園を合わせた平和記念公園とは、南側の中島公園が平和を推進する公園であり、北側の中央公園が平和の享受を世界の人々と交歓する公園であり、あたかも対を成すような機能分担で計画されたのであった。

「昭和26年3月20日」の県土木課長の「はしがき」を冒頭に置く『平和記念都市 広島の姿』は、城下の成り立ちから原爆被災、平和記念都市事業で復興しつつある広島市を紹介する約80頁の小冊子で、県により発行された。その中で「平和都市広島を象徴する事業として、中島、中央公園を一括して平和記念公園とし」と記し、「拡大平和公園計画」に触れている<sup>62</sup>。しかし、同年7月26日付の市から国へ提出されたと思われる「広島平和記念都市建設5か年計画書（案）」では、ガリ版刷りの数値に鉛筆で中島公園のみの面積である3.7万坪と修正があり、国の査定によりこの拡大平和記念公園を断念せざるを得ない状況がわかったのではないか。だがなお、市の広報紙である52年1月1日『広島市 お知らせ（新年特集号）<sup>63</sup>』には、『広島平和都市建設構想案』に基づいた「拡大平和記念公園計画」が前面に打ち出されていた。市から公に発表された資料としては、これが最後のものであろう。

52年3月31日、それまで都市計画法、特別都市計画法及び広島平和記念都市建設法と3つの法律で進められて

きた戦災復興都市計画事業及び平和記念都市建設事業を、一つの都市計画事業としてまとめるために「広島平和記念都市建設計画」が決定された<sup>64</sup>。これは、3月29日の都市計画広島地方審議会によるものであり、ここで「拡大平和記念公園計画」は遂に断念されたのであった<sup>65</sup>。同年7月に印刷・発行された広島市の『市勢要覧』昭和26年(1951)版では、前年度版までの「拡大平和記念公園計画」は姿を消し「中島公園及び元安川対岸細工町、旧産業奨励館の残骸を有する地区を含めた約37,000坪を平和記念公園」と記されている。

#### 平和大通り（百メートル道路）の位置づけについて

「平和大通り」の名称は、1951（昭和26）年11月に公募で名づけられたものだが、百メートル道路という名称で長く市民の記憶に残っている。そもそもこうした高幅員の道路は、45年12月の「戦災地復興計画基本方針」において「必要ノ個所ニハ幅員50米乃至100米ノ広路又ハ広場ヲ配置シ利用上防災及美觀ノ構成ヲ兼ネシムルコト」とあり、また同時に「緑地ノ総面積ハ市街地面積ノ10%以上ヲ目途トシテ整備セラルルコト」という目標も記されていた。県都市計画課長の竹重は、比治山から己斐までの道路を緑道として整備し、グリーンベルトとして連続させようともしており、「防災的グリーンベルト」の発想から計画されたものであった<sup>66</sup>。この道路の目的は、あくまで都市計画的な道路及び防災機能であり、公園緑地の確保にあった。

しかしながら、本稿の冒頭でもふれた49年6月の「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」においては、「幅員のはなはだ大なる街路（概ね30米以上）は、その実現性並びに緊急度を勘案して適当に変更する」と見直し方針が示され、その要領においてはさらに具体的に「防火帯を目的とした街路については、その沿線を防火地区又は準防火区域と指定し、その幅員については、原則として36米を保有せしめ、やむを得ずこれを縮小する場合は最少幅員30米を下らないようにする」と細かく見直し方針が示されている。戦災復興都市計画においては、百メートル道路は大幅に縮小されかねない危機的な状況にあった。実際に、広島市でも1946年の街路計画で計画されていたもう一本の百メートル道路は、通常の道路幅に変更されたのであった。



写真3 平和大通りから西を望む（1956年）明田弘司撮影

現在の百メートル道路は、昭和25年10月の「構想案」（最終版）では「平和緑道」と呼ばれていた。また、「平和運動に必要な諸施設（平和会館等の平和記念施設：筆者注）の目的を十分に發揮できるようにするために、それらの相互の有機的な関連性を十分考慮すると同時に都市計画の一般的諸要素と調和適応するような総合的配置計画が

樹てられなければならぬ」と説明されており、この基本方針に沿ってこの平和緑道は、「広島を訪れる人々や、市民の平和を希求する心を平和公園に鳩合する通路となるであろう。また、平和公園から湧出する雰囲気を全市に敷衍するとともに、世界の各地へ伝える通路ともなるであろう」と、敢えて名づければ「平和の導管」とも言える平和記念施設としての役割を付与されたのであった。このように平和緑道は、平和記念施設と一体となった空間としての位置づけられたのであり、平和記念公園を設計した丹下健三は、公園のゲートに当たる平和大橋と西平和大橋の二橋のデザインをイサム・ノグチに託したのであった。

丹下のピース・センター（広島計画）について、かつて藤森照信は広島での記念講演において丹下のモニュメンタリティの演出に関して「…その場から見える光景というは全部取り込まれてくるわけです。…具体的に言うと、実はその敷地の向こうにあるピースセンター、原爆ドームも入ってくるわけです。だから実際その建物から見ますと背後に当たる広島の百メートルの大通り—平和大通り—というのも、実はそこから入ってきた中で、いつも背中で感じているんです。つまり、直交してずっと進みますから、その直交した自分が進んでいく軸線と、またもう一個別の百メートルの水平と言います、東西の軸を人は感じるわけです。…建築的なスケールを都市の中に連続させるという、そういう計画というのは、このピースセンターが世界で最初になります<sup>67</sup>」と称賛している。広島のデルタを東西に貫く平和緑道とこれを底辺に据えた平和記念公園と原爆慰靈碑からの原爆ドームとの軸線が都市スケールの要点となるのなら、『広島平和都市建設構想案』においても「平和緑道」は必須の装置（施設）として捉えられたのである。

石丸紀興の先行研究では、終戦の1年後には広島では「平和都市」という表現が定着しつつあったことが指摘されている<sup>68</sup>。しかし、国へ広島復興に対する特別支援を訴えるなかで具体的な姿が求められるようになる「平和記念都市」（あるいは「平和都市」）は、広島の復興計画においてどのような意義を持たせ、どのように進めるのか手さぐりの状況であったと想像できる。『広島平和都市建設構想案』において、都市計画面をリードした丹下健三らは、計画の中へ可能な限り「平和都市」の姿を盛り込もうとしたのであった。この平和緑道に関しては、平和記念都市建設法に定める記念施設とすることによる財源確保という視点ばかりでなく、「平和都市」の概念を都市計画において具体化するなかで、平和記念施設として位置づけられたと想像できる。

このことは先にふれた30余りに及ぶ架橋工事にも表れている。構想試案1では海外から財源を求める意図を単なる資金不足ではなく、「若しこの数多き橋に、世界各地に於いて或は各国に於いてはぐくまれた文化を象徴する形相を与え、しかもその文化の所属する国名なり、地名なりをこれらの橋名として冠することが出来るならば全人類の輿望の所産として近代文化の理想的結晶体たらしめようとする平和都市の本質をよりよく發揮せしめる所以となろう<sup>69</sup>」と、あくまで理想的な平和都市建設を理由として挙げている。この前文では、橋を「人と人とを結ぶもの」、また「文化と文化を結ぶもの」であると世界的な相互理解の象徴として捉えており、こうした平和都市建設のコンセプトによって橋梁をデザインし、命名する企画を橋梁整備にも織り込もうとしたのであった。

この平和緑道と直交するように北側に伸びる公園地区（中島公園及び中央公園）のデザインに関して杉本俊多は、毛利時代からのグリッド・プランを継承しつつ、「『アテネ憲章』の『太陽・緑・空気』の精神に従うかのように、うねる園路を配した、ゆったりと広がる芝地に各種の文化・スポーツ施設が点在し、各建築物はすでにモダニズム調でデザインされて立体的に表現されていた<sup>70</sup>」と、人工的な街路計画に自然の川辺の地形をなぞるような園路配置を組み込んだ、丹下の先進的なデザインを分析している。

### 3 冷戦期における占領軍と広島

それでは、広島における占領軍地方組織からの政治的圧力について検討を進めたい。

初当選となる1947年4月5日の選挙では、浜井市長は社会党・共産党や労働組合など政治的には左翼陣営の支持・支援を中心に選挙戦を戦った。当時そのような表現はなかったが、いわゆる戦後の「革新系」首長の先駆者でもあった。美濃部東京都知事、蜷川京都府知事、飛鳥田横浜市長らが率いる「革新自治体」という言葉が広く使われる20年以上前の時代である。しかし、浜井市政は戦後の食糧・物資・住宅の絶望的な不足という状況と財政難での市政である

ことから、政治性や政党性を色濃く出すことよりも、現実問題に対処することが求められていた。特に戦後からの激しい左翼と保守の政治対立の中においても、地方自治体、特に市の首長の立場からは、党派性を表に出すことは困難な状況であった。当選後は、予算案や条例案等の議案審議を市議会へ委ねることが法律上規定されており、議会との協調や協力も市政を行うためには必要となる。浜井市長は、特に、48年11月から50年2月まで市議会議長を務めた任都栗とは息があったようだ。その間に、「広島平和記念都市建設法」が制定され、復興の方向性が捉えられ、『広島平和都市建設構想案』にも力が入っていた。

この任都栗議長については、広島平和記念都市建設法制定の経緯に関して、彼が最高司令官マッカーサーと直接会って交渉したという説があり、占領軍による原爆調査やABCCに関する資料調査を踏まえ、筆者はこの説と矛盾する結果を示した<sup>71</sup>。これに関して、最近発見した資料では、彼は1957年11月25日の広島市による東練兵場農地転換処分に対する行政処分取消訴訟の在広証人調べに際して、49年1月8日に上京して「そこでウィリアムズに会いました、その主張をいろいろ話しましたところ、マッカーサー司令部の最高副官に私が会ってこの主張をまたいたしました<sup>72</sup>」と、実際に彼が会ったのはマッカーサー自身ではなく、副官であったと証言している。おそらく、参謀部のバンカー（Laurence E. Bunker）大佐かアーモンド（Edward M. Almond）大佐、あるいはウィリアムズ（Justin Williams, Sr.）国會議事課長の直属の上司であり、マッカーサーの信頼も厚かったホイットニー（Courtney Whitney）民生局長であろう。

GHQ/SCAP 民間諜報局（CIS: Civil Intelligence Section）は、46年5月に一旦廃止された後、8月に復活した際に局長は反共主義者として悪名高いチャールズ・A・ウィロビー（Charles Andrew Willoughby）参謀第2部（G-2）部長が兼ねていた<sup>73</sup>。実態的にはG-2の機関のようでもあったCIS公安部（Public Security Division）は、地方における警察・消防・海上保安庁の組織や装備その他運営等について、地方査察を行いながら指導を行っていたようだ。48年3月広島市にも自治体警察が誕生し、警察から分離された市消防も新たな体制で活動しあげていた。

公安部のフィリップ・F・チェレス（Philip F. Cheles）捜査官（Police Investigator）が、1951年3月16日から26日までの広島出張を終えようとしていた数日前のことであった。消防部門統括官（GHQ公安部か）アンクロム（Ankrom）が公安部長へ相談し、出張中の同捜査官が対応することになった。それは、市消防次長からアンクロムへの情報提供として、市長が間もなくポストが空く予定の消防局長へ警察署長を任命するという情報提供が契機であった。消防次長は30年以上の消防職員としての経験があったが、彼は局長候補ではなかった。16日にチェレスが浜井市長を訪れ、この人事問題について聞いたところ、消防次長はその資質や、地元のヤクザからの現金受領等の嫌疑が問題だと返答した。また、消防職員としての経験の無い警察署長を消防局長に任命することは適当ではないかもしれないが、警察官を消防局長とする例はいくらでもあり、こうした例は日本の慣例である。高位の警察官は、消防局長よりも教養が高いと返答した。チェレスは情報を確認するために、中国民事局の法務・政治担当ボーガス（Grant Baugess）に会ったところ、CIC（Counter Intelligence Corps：対敵諜報部）による秘密報告書を見せられた。その報告書には、「浜井は、共産党員でなかったとしても、疑いなく共産党シンパである。彼の部下として共産党員数名が働いていることを否定し、彼らの解雇も拒否した」とあった。ボーガスがチェレスに語ったところによると、「森沢助役が辞任したのは、浜井市長がこの共産党員解雇を拒否したためである」。浜井市長は共産党寄りの姿勢について問われたところ、「自分は共産党員でもシンパでもなく、また、部下に共産党員はいないと答えた。しかし、共産主義（マルクス主義の間違いか：筆者注）の理論は信じていることは認めた」。チェレスは浜井市長に対して、公安部（PSD）が新消防局長の任命、さらには彼の再選へも関心を持っていると伝えた<sup>74</sup>。

この発言は、遠回しながら市長への露骨な圧力である。

49年6月の日鋼広島争議においては、広島市職員労働組合（市職労）も支援するため日鋼防衛共闘委員会に参加し、18日には委員会の人民大会を開いた後、「1時半市役所玄関に於いて、浜井市長、上田市警局長、野口、波多野公安部員を市役所前に引出し、少雨騒然たる中を、約4時間に亘って押し問答をくり返し、午後5時40分解散した<sup>75</sup>」と「地域人民闘争」をくり広げた<sup>76</sup>。いわゆる戦後の緊縮財政による企業整理・行政整理の中、広島市議会は49年

9月に定数条例を通過させ、市は10月5日21人を解雇。さらに、12月5日市職労委員長ら組合関係者6人ほか合計9人へ解雇通知を行った<sup>77</sup>。当時の村田執行委員長は「革新市政を誕生させるため全力をあげて選挙を闘い、浜井市政を誕生させた私たちが、浜井市長の手で解雇されたのである」と憤懣やる方ない様子であった。村田は続けて、「考課表を改ざんした森沢助役と所属各課長を…告訴する準備を進め」たところ、浜井市長へ告訴を取り下げる条件として森沢助役の解職を要求したと述べている。市長の退職勧告に対して、森沢助役は「…私は幾度か15ヶ年の友情を回想して市長の真意に対して疑問を抱き今に至るも尚市長の自発的積極的な勧告であると信じ得ない状態であります」と無念の心中を明かすとともに、「…一切の小乘的抗争を克服し虚心坦懐、光風せい月、私の信念に基づき改めて辞表を提出します」と言う声明を残し<sup>78</sup>、50年5月6日辞職。この解職勧告に関して浜井市長は、市議会保守・革新からの強い声や助役の仕事ぶりなどに触れたが<sup>79</sup>、明確な理由を語らなかった。森沢助役辞任の真相は不明である。

この解雇に関して6月、広島市は地方労働委員会から不当労働行為を認定されたが<sup>80</sup>、広島地方裁判所へ上訴し和解にも応じなかった。和解に応じなかったことに関して、「市長自身が好ましからざる者として占領軍ににらまれていたこととGHQに対し最後まで妥協しないことの宣誓をさされていましたことによるものだろうと思う」と当時の職員課長は述べている<sup>81</sup>。

また、市役所の組織体制に関して、チェレスが50年2月に楠瀬知事へ意見を聞いたところ、「戦争の混乱により（市役所の：筆者注）組織の崩壊が起こり、以来、そのままの状態である」という見解であった<sup>82</sup>。この頃、いわゆる「津村事件」という、地元ヤクザと市職員との癒着問題が大きく新聞紙上に取り上げられ、刑事事件にはなっていなかつたが、上田市警察本部長は嫌疑がかけられた状態で50年1月に辞職したのであった。

筆者が調査した限りにおいては、日本占領関係資料の中にはこの浜井市長に関するCIC秘密報告書は見つかっていない。「引抜通知のみ」(Withdrawal Notice Only)と書かれたG-2広島関係資料について、2016（平成28）年に米国のアメリカ国立公文書記録管理局（NARA）へ米国情報公開法による開示請求を行ったが、この資料は他の特別報告と同様に50年4月の地方検察の様々な事項が報告されたものであった<sup>83</sup>。誤って公開制限されたとのことだが、楠瀬知事が共同募金の統括者から、MRAのスイス大会へ必要な資金として300万円を借用した事が記されていた。この赤い羽根共同募金事件に関しては、統括責任者等県幹部が使い込みの容疑で逮捕されたが、『広島県史』は「（1951年1月）引責の意味もあって知事を辞し参議院に転身した」と知事のその後をまとめた<sup>84</sup>。

浜井が当時の東大生がそうであったように、学生時代にマルクス主義を勉強していたことは、『浜井信三追憶録<sup>85</sup>』でも何人かが言及している。戦後に政治思想の自由がもたらされたとしても、占領軍に反対する勢力と見なされれば、容赦ない対応が待っていた。それでは、占領軍、特に中国民事部と浜井市長の対立（正確には占領軍による敵視・警戒）は、いつごろからはじまったのであろうか。

浜井市長の『原爆市長』には、「高校整備問題や公安条例問題以来、軍政部の私に対するおぼえは、決してめでたくなかった。とくに、コワルスキー（Frank Kowalski Jr.）大佐の司令官在任中は、このように、ことごとにつらくあたられた<sup>86</sup>」とある。コワルスキーは49年11月から50年4月までのわずか5か月の在任で、49年9月に制定された公安条例とも関係しない<sup>87</sup>。そもそも公安条例制定に関して、「必ず許可しなければならない」という一項を付けて、実質的には届出制と同じ結果に導くように工夫したのは、せめてもの私の真情であった<sup>88</sup>」と浜井は記しているが、この表現を含んだ条文は、GHQがモデル条例を作成する際にマッカーサーの人権指令に反しないように、「許可制」をあたかも「届出制」のごとく感じられるように挿入されたのであった。48年8月に広島軍政部から県へ示されたモデル条例第4条<sup>89</sup>と49年9月に制定された広島市公安条例第4条<sup>90</sup>はほぼ同一のものである。しかも実際に制定された条例は、GHQによるモデル条例で罰則規定が書かれた第5条において、行進等の行為を企画した者だけでなく「参加者」をも罰則の対象とするという改悪が加えられた「第1軍団版モデル条例」であった<sup>91</sup>。そもそも、占領軍から制定を促された公安条例は、内容的な変更はほぼ不可能な状況であった。また、この条例に反対したのは広島市だけでなく、県内5市が全て反対していた。しびれを切らせた中国民事部の「勧告」によって、5市がほぼ同時に公安条例を制定したのであった<sup>92</sup>。

しかし、浜井信三が占領軍に対しても怯むことなく正論で挑んだことは、間違いないであろう。「剛直」であり「直言居士」であったことは、没後に刊行された『浜井信三追想録』からも推察できる。この公安条例制定に関しても、真っ先に反対したであろうことは想像に難くない。これまでの資料調査において明らかになった限りでも、対ABCCとの施設建設交渉における旧浅野図書館を研究所にする件、比治山南側にABCCの恒久研究施設を建設する件及び宇品にABCCの職員住宅を建設する件に関して、軍人であるABCC職員（所長を含む）に対して堂々と自説を展開して反対していた<sup>93</sup>。

『原爆市長』は55年4月の市長選挙に敗退した後に、浜井信三により『中国新聞』へ寄稿された74回にも及ぶ長期連載をまとめたものである。占領期の重いテーマに関する毎回のように軽妙洒脱な落ちが付いており、新聞発表時から読み物として編集されている可能性もある。ABCC関係に限定しても、経緯はかなり簡略化されており、詳細では資料と整合しない点も散見される。あくまでも政治家の回顧録であり、歴史資料として使用する場合には慎重な検証も必要であろう。

筆者は49年10月2日開催の「平和擁護広島大会」が、占領軍が浜井市長に対する姿勢を硬化させていった直接の原因ではないかと推測している。この大会を主催した広島県労働組合協議会会長（中国新聞論説委員）松江澄は自著『ヒロシマの原点へ』の中で、8月末から「（日鋼広島争議事件に関する：筆者注）裁判の間を縫って国際平和闘争デーの10月2日に集会をひらくために市中を駆け回った。この集会を巾広いものにするために、まず私の学校のすべての先輩でもある浜井市長をたずねて後援を頼んだところ市の外郭団体である平和文化協会として共催団体になろうと快諾してくれた。…平和文化協会だけは軍政部の圧力ではさされた<sup>94</sup>」と述懐している。浜井は松江の一高・東大の先輩にあたる。

49年4月にパリとプラハで「第1回世界平和擁護大会」が開催されたが、その前月にニューヨークで開かれた「世界平和に関する文化と科学の会議」（ウォルドルフ会議）はアメリカから共産主義国家による「平和攻勢」として批判された。これらは、前年8月にポーランドのヴロツワフで開かれた「世界賢人会議」が起点となったと考えられている<sup>95</sup>。

パリとプラハの世界平和擁護大会に対して「日本から代表団を派遣しようとしたが、占領軍が出国を認めなかつたため参加することができなかった。そのため参加予定者を含めて東京で平和擁護大会が開催されている<sup>96</sup>」。日本においては、この時期の『左翼』を中心とした組織的平和運動、『平和擁護運動』が生まれていた。こうした東京での平和擁護大会に呼応しようとしたのが、松江の広島平和擁護大会であった。当日の議長団は今堀誠二（広島大学）、小西信子（婦人民主クラブ）、高橋武夫（自由法曹団）、松江澄と峠三吉であった。後に広島女子大学学長となった今堀誠二是、『広島県史』及び『広島新史』の編さんに関わり、広島の現代史研究に大きな影響を残した。

その後、広島平和擁護委員会は、50年4月大山郁夫氏を迎えた講演会を契機に世話人会が発足し設立されたものであるが、その事務局は広島市職労に置かれていた<sup>97</sup>。

#### 4 冷戦期、特に50年前後のアメリカにおける平和主義者（Pacifist）と共産主義者（Communist）

それでは、戦後の冷戦下の時代に占領軍（英連邦軍を除く。）の本国アメリカでは、どのような政治対立が起きていたのか。「自由」と「平和」の対立について、第二次世界大戦前からの平和主義者と共産主義者の動きを概観する。

##### （1）第二次世界大戦終結まで

アメリカにおける平和主義者（Pacifist）は、南北戦争の徴兵拒否者までたどれる長い歴史を持つ。その後、第一次世界大戦及び第二次世界大戦という大きな戦争に直面しながら、時代を生き抜いた歴史もある。この「平和主義者」と呼ばれる人々も多種多様であり、また、国内外の政策や共産主義運動との関係にも翻弄されていた。アメリカの場合は特に、黒人による公民権運動との関係もあり、一層複雑な様相を示していた。共産主義は1930年代のアメリカ大恐慌とそれによる大量失業を抱えたなか、生産性と希望にあふれたソビエト連邦という対比の中で大衆の関心を集め

めていた。

1930年代の短い期間、多くの社会主義者（Socialists）や自由主義者（Liberals）はアメリカを再び参戦させないために、共産主義者を含めた運動を活発化させた。しかし、共産主義者とも共闘していた「反戦・反ファシズムアメリカ連盟」（American League Against War and Fascism: ALWF）や「アメリカ学生連合」（American Student Union: ASU）など二大連合組織も、国際関係の変化やソ連共産党の政策変更によって振り回されていた。35年コミニテルンが各国共産主義者に対して、しばしの間「革命路線」を放棄し、社会主義者、自由主義者及び労働組合などを含めた人民戦線の形成を新たな政策として掲げた。共産主義者は、社会主義者や自由主義者ばかりでなく「平和主義者」とも協調する路線をとった。しかし、その後にアメリカの共産主義者がスペイン内戦中にファシストに対する集団安全保障（国際的な武力行使）という態度を選び、平和主義を放棄したことから人民戦線は崩壊した（むしろ彼らは義勇軍としてスペイン内戦に参戦していった）。その後39年の独ソ不可侵条約締結により、反ファシストの旗までも降ろすことを余儀なくされるなど迷走はじめた。ところが、42年6月にドイツ軍がソ連に侵攻し、アメリカも41年12月には参戦していたことから、アメリカの共産主義者はアメリカとソ連の同盟による「戦争支持者」の立場をとったのであった<sup>98</sup>。

第二次世界大戦中の平和主義者は、徴兵拒否により6,000人が投獄され、12,000人は「民間公共奉仕団」（Civilian Public Service）での任務を強いられたが、平和主義者としての影響力は戦後に維持できなかったと言われている<sup>99</sup>。

## （2）第二次世界大戦後

第二次大戦後のつかの間、アメリカとソ連による平和の実現が期待されたが、米ソは核兵器の国際管理、ポーランド政府の樹立、さらに東欧や東ドイツの問題に関して合意できず、両者は個々の対立から全面的な冷戦体制へと対決姿勢を強めていった。こうしたなか、コミニテルンは米国帝国主義に対する攻撃を求めたため、アメリカ共産党は米国が第3次世界大戦を準備するファシズムへ向かっていると確信した。1948年の大統領選挙で米国共産党は、進歩党から立候補したヘンリー・A・ウォレス（Henry A. Wallace）を支持したが、ウォレスは人民戦線は過去のものだと一蹴した。反共運動が高まったのはこの48年頃からである<sup>100</sup>。

第一次世界大戦も終わろうとする17年に設立された平和融和会（Fellowship of Reconciliation: FOR）も、設立当時には国家破壊分子の烙印を押されたが、共産主義者と協力しない運動方針を明確にしたため、冷戦期においても平和運動の主導的役割を果たした。アメリカン・フレンズ奉仕団は、第一次大戦時に良心的徴兵忌避者を保護し、戦災者への国際的な支援を広げた。アメリカ・フレンズ奉仕団は、47年にイギリス・フレンズ奉仕団とともに、ノーベル平和賞を授与されたが、その組織内外から共産主義者に対して同情的だとみられていた<sup>101</sup>。

アメリカでも戦後、スミス法（1940年外国人登録法）に定める、力と暴力（force and violence）による政府転覆の容疑により、共産党指導者は拘束、訴追され、一部は投獄された。さらに、50年のマッカラン法（国内治安維持法: Internal Security Act）により、共産党とそのフロント組織は政府への登録が義務付けられ、非常時に政府転覆容疑がある場合は拘禁されることとなった<sup>102</sup>。いわゆる日本の「治安維持法」時代の予防拘禁と同様なものである<sup>103</sup>。日本では、マッカーサーの「人権指令」により45年10月「治安維持法」は廃止されたが、その5年後のアメリカにおいて、反共対策としてこうした法律が制定されたことはまさに歴史の皮肉としか考えられない。

米ソが互いを脅威と感じはじめた頃、コミニテルンの運動方針は両国の全ての対立に關係する「平和」を大きな争点として捉えてはじめた。49年3月にニューヨークで開かれたウォルドルフ会議は、米国が共産主義者による「平和攻勢」（peace offensive）という非難の言葉を使用した最初の例であった。この会議では、アメリカの著名な平和運動家は誰も招待されなかったばかりか、アメリカへの非難とソ連の平和活動への賛辞ばかりであった。開会スピーチでノーマン・カズンズがアメリカ市民は平和に対する考え方や必要性について反対ではないが、国外の政府と共に謀しようとしている「小さな政治グループ」に対しては反対であると述べたところ、会場からブーイングが起つた<sup>104</sup>。

アメリカにおける共産主義者の平和攻勢に対する本格的な攻撃は、50年にはじまった核兵器の禁止を求める「ス

「トックホルム宣言」への署名運動に対してだった。この署名運動による朝鮮戦争や核兵器開発に反対する声を封じようと、破壊活動取締委員会（Subversive Activities Control Board）が「アメリカ平和十字軍」（American Peace Crusade）に対してハラスマントを行った結果、共産主義者ばかりでなく、戦争や平和に対する同様な価値観を持った者たちをも孤立化させていった<sup>105</sup>。

こうして、アメリカでは共産主義者だけでなく、冷戦に反対したことを理由に平和主義者や社会主義者も迫害されていったのであった。共産主義者による組織的な朝鮮戦争反対は、この戦争に反対するものは誰でも破壊活動分子と見なされることを意味した。歴史家ロビー・リーバーマン（Robbie Lieberman）は50年にデンバーで起きた事例として、核兵器反対運動の先頭に立っていた物理学者ライナス・ポーリング（Linus C. Pauling）から送られた朝鮮戦争での鴨緑江爆撃反対（中国軍介入のリスクがあった）のカードに賛成の署名をしただけで、夫が職場を解雇された女性の例を挙げている<sup>106</sup>。

50年に始まるマッカーシズムが荒れ狂う以前から既に、米国本土では共産主義国による「平和攻勢」が米国及び同盟国の安全を脅かす大きな脅威として捉えられていたのであった。「自由（Freedom）か」あるいは「平和（Peace）か」という奇妙な二項対立の議論が、冷戦期初期の米国及びヨーロッパでの平和運動をめぐる状況であった。こうした冷戦下における米ソ対立が、占領下の広島へも大きな影を落としたのであった。

## 5 『原爆体験記』

### (1) その制作への取組と意図

『原爆体験記』とは、現在では様々な被爆者の「原爆体験」を記したもの総称としても定義されているが、ここでは広島市が公募した体験記を編集し、1950年8月6日付で広島平和協会から刊行されたもの、配布されることがなかったと言われている書籍を指す。この本は「世界平和運動へ寄与するため」に広く市民から募集した体験記を編集したもので、同年5月28日の『中国新聞』において6月20日から7月10日までの募集期間と原稿用紙（400字詰）10枚内外にまとめる応募条件が発表された。この頃は、ちょうどスイスのMRA年次大会へ県知事と市長が参加することに関して、それぞれの議会で議論が行われていたが、県知事は5月26日に、市長は28日に、それぞれの議会でのスイス行が承認された。しかし、MRA年次大会は6月16日が開会であり、県知事と市長は6月7日には広島を発っており<sup>107</sup>、体験記の刊行はこの外遊には間に合わないのであった。

それでは何を契機にこの原爆体験記の募集を始めたのであろうか。前年の4月19日付『中国新聞』「ノーモア・ヒロシマズ運動 世界に告ぐ原爆記 米国から送付を依頼のたより」という見出しで、東京の国際ペン・フレンド協会へアルフレッド・パーカーから原爆体験記の送付を依頼する手紙が届き、「…各国へ送って世界平和への一大運動を展開しよう」とする意図が報じられた。その後6月23日、「原爆体験記 パーカーが原稿募集」という記事が再び掲載された。今度は、浜井市長への書簡において、同氏が「原爆体験記その他を単行本にしてできるだけ各國語に翻訳しようとする計画があるので広島の男女青年からそれらを伝える手紙（体験記：筆者注）を送ってほしい」と希望しているという内容であった。手紙には、「英・仏・独・伊・スペイン・エスペラント・日本語のいずれでもよい」ので、本年末までにカリフォルニア州オークランドのパーカー（世界平和祭委員会執行委員）へ送ることが添えられていた。この49年のパーカーの動きは、48年11月に出版された『絶後の記録』を、著者である小倉豊文が翻訳してパーカーの運動で使って欲しいと自ら送ったことが発端となったようだ。当時米国にいた谷本清牧師がパーカーへ大意を翻訳して伝えた。パーカーは謝礼の返信で「各國語に翻訳出版されるべきだと痛切に感じます」、また「翻訳されれば米国で斡旋する旨」伝えている<sup>108</sup>。

当時、『原爆体験記』が刊行されたことを報じた新聞記事は、管見の限り見当たらない。ただし、8月1日の広島市広報紙『市政広報 ひろしま』には、「貴い原爆体験記集まる」と題して次のように記されている。「広島市で募集中であった原爆資料体験記は締切の7月10日以後も続々と集まり総計164編に及んだ。執筆者は何れも当時の悲惨な体験を思い起こすもので最後には必ず戦争を二度と行わないよう祈念する文字が見えている。応募者は、大学

教授、医者、学生、旅館の女主人、職工などあらゆる階層にわたっているが、市では此の中、代表的なもの 18 編を選んで印刷一冊の本にまとめたが、残りのものも原爆資料として原爆被害資料館に永久に保存する手続きをとった。164 編（体験記ではない 1 作品を除く）集まった原爆体験記の中には、三篠小学校の被爆当時 7・8 才の児童から 10 編余りの手記が応募されており、体験記というよりも平和を祈念する作文もあったようだ。

これらの貴重な体験記を集めるために、何故にわずか 20 日間の募集期間であったのか。46 年 8 月に『ニューヨーカー』誌に発表されたジョン・R・ハーシー（John R. Hersey）の『ヒロシマ』は、48 年 11 月にはサイン入りの英語単行本が在米日系人から市長と市議会議長へ送られており、6 人の原爆体験を客観的にレポートしたスタイルの作品の力は、それまでの報道に加えて広島でも実際に確認されていた。また、同書の日本語版は 49 年 4 月には発行されている。原爆体験の世界的反響が大きく広がった時期であり、さらに小倉の『絶後の記録』の成功も体験記発行への勢いとなったであろう。

自らが外遊し、被爆の実相を語ることになった浜井市長は、原爆体験記に対するパーカーの依頼の重要性を再認識したと考えられる。50 年 8 月 6 日 5 回目の原爆記念日に合わせて刊行することを第一の目標としたため、わずか 20 日間の募集期間となったのである。

## （2）『原爆体験記』の配布を拒んだもの

大江健三郎は『ヒロシマ・ノート』において、「占領軍がそれを、あまりに被爆の現実をなまなましくえがきすぎた本だとし、反米的だとして、発行禁止処分に付したからである<sup>109</sup>」と『原爆体験記』が印刷・製本されたものの配布されなかった理由を述べた。しかし、『原爆体験記』と 1 年以上前に出版された『絶後の記録』を比べてみると、前者が特段に反米的または反占領軍的といえる記述はない。むしろ、前者においてそうした要素は、編集の過程で注意深く取り除かれていたのであった。ただし、『絶後の記録』が亡き妻への書簡での回想という形であるのに対して、『原爆体験記』はほぼ一人称の体験記録である。死地を脱した者が語る迫力も感じることができる。浜井市長が発信しようとしたのは、多くの市民の「原爆体験」であり、それ以外の執筆者の記憶、怒り、恨み、希望さらには政治的な発言は削除されたのである。ハーシーの『ヒロシマ』が、（米国人記者という立場の価値観が入らないという意味で）純化された「原爆体験」だけで世界中に共感と恐怖を与えたことが、大きな先例となったのではないだろうか。当然ながら、この『原爆体験記』は翻訳して海外へ配布することも予定されていた。

1950 年 6 月 25 日の朝鮮戦争ぼっ発後、中国民事局は警察に対して次のように三点の共産主義者対策に関する重点項目を指示した。「一点目は選挙活動に関する監視（原文は Control）であり、二点目は共産主義者によるプロパガンダ、特に東京での「5.30 事件」、マッカーサーに対する質問、及び共産党幹部の追放と赤旗の発禁処分（6 月 6 日：筆者注）に関する情報収集であり、三点目は共産主義者及び元在日朝鮮人連盟（49 年 9 月に団体等規正令により解散：筆者注）メンバーによる反占領を唱えるビラ・リーフレット・ポスターと演説の取締り（原文は Control）である。選挙違反を把握する警察活動は、公職選挙法によって説明可能である<sup>110</sup>」。選挙活動の監視とは、選挙活動において反米反占領軍的行為がなされるのを警戒したためであろう。

これ以降の占領軍と反米反占領を掲げる左翼運動との対立の一部については、『広島市被爆 70 年史』の拙稿<sup>111</sup>でも簡略に示したが、6 月から 8 月までの対立の激化の中で、ポツダム勅令 311 号違反により左翼運動家は大量に検挙された。そして、こうした状況下において、1950 年 8 月 6 日の平和祭は中止命令が出されたのであった。この日は広島において、占領軍と左翼運動との対立が頂点に達した日であり、広島の戦後史においても象徴的な 1 日であった。

筆者は『原爆体験記』が刊行されなかった原因は、いわゆる占領期の検閲が問題になったのではなく、広島市あるいは浜井市長による平和運動に対する、広島民事部による締め付けであったと考えている。当の浜井市長と楠瀬知事は、イスの MRA 大会を終え、欧州経由で米国本土へ渡っていた。加えて、原爆被災を経験した広島市長として今日的視点からは当然の行為であるのだが、外遊中のインタビューに対して、朝鮮戦争での原爆使用に反対であると答

えたことが報じられた<sup>112</sup>。先にみたように、当時の米国における朝鮮戦争反対に対する政府・議会及び世論の態度を考慮すると、かなり過激な発言であった。中国民事部がどのように感じたのかは想像の域を出ないが、好感を持って報道を読んではいるだろう。結果として、知事及び市長不在の中、占領軍は思うがままに警察を指揮し左翼運動との対決に挑んだとも考えられる。

占領軍による検閲制度は、CCD（民間検閲支隊）による検閲が49年10月末で廃止されたが、制度的検閲の廃止は全ての規制廃止を意味するものではない。占領軍の指令の中に、プレス・コードを撤回する指令は存在しない。反占領軍的文書の配布は刑事事件として罰せられるのであった。反占領軍行為防止を目的としたポツダム勅令311号（連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令：昭和21年勅令第311号）は、50年11月には政令325号と改正されたが占領解除まで取締法として存続した。占領目的に有害な行為に対しては、10年以下の懲役もしくは7万5000円以下の罰金又は拘留もしくは科料に処せられた。すなわち、かなりの厳罰である。

1951年3月の中国民事部月次報告（法務・政治 ANNEX-A）において前述の担当者ボーガスは、島根県鹿足郡木部村の元村長、木村莊重むらしげが小倉の占領軍軍事法廷の再審において、3月20日に重労働5年、罰金1,200ドルの判決を言い渡されたことを記録している<sup>113</sup>。木村は戦後に村長に当選して以来、供米に反対するなど反占領軍的運動を行っていたが、逮捕された直接の容疑は50年10月に朝鮮戦争反対のビラを撒いたことであった。木村は戦前に呉海兵团で反戦新聞「聳ゆるマスト」に関係した件で、治安維持法違反で逮捕された過去を持つ<sup>114</sup>。この年9月には、サンフランシスコ講和会議も開催され、ようやく長期の占領も解除される見通しが立った時期であるが、占領軍は反占領軍行為に対する取り締まりの手を緩めなかった。

実際の発行禁止処分など必要ではない。処罰の可能性を示唆すれば良いのである。さきの占領軍公安部のレポートにおける浜井市長への捨て台詞のような発言は、こうした当時の占領軍の姿勢を端的に表している。

## 6 再び、映画『平和記念都市ひろしま』と国内上映禁止

この映画については、拙稿（その1）に詳しく記した、この映画が国内で上映禁止となった要因は何か、または誰が禁止したかである。筆者は、占領軍の制度的な映画検閲が原因ではないと考えている。検閲であれば、検閲官が納得するまでシナリオを書き直すことで、通過を目指すのが普通であろう。費用と時間もかなりかかっているため、完成させる必要性が高いのであれば、多少の変更要求は呑みこんでも完成させたであろう。

当時、原爆に関する映像・写真はどこまで許されたのか。反米・反占領を掲げないかぎり、ある程度の範囲内では、写真集の発刊も許されている。地元広島での第一例は、1949年5月に広島県観光協会から "Living Hiroshima"（生きているヒロシマ）と題され出版された英文の写真集である<sup>115</sup>。写真は写真誌『FRONT』で戦前一世を風靡した東方社の木村伊兵衛、菊池俊吉、大木実らの撮影によるものであり、その時代の超一流の写真家が広島市及び県内をくまなく写し、中島健蔵が編集した<sup>116</sup>。中島は東京で開かれた平和擁護大会へも出席している<sup>117</sup>。

また、あまり知られていないが「ヒロシマ フォトアルバム」も49年10月に、広島平和協会から刊行されている<sup>118</sup>。編集は写真家佐々木雄一郎であり、撮影は佐々木に加えて山本義江、松重久人及び山田精三の4人による。印刷台紙にプリント（生写真）が貼られたもので、49年版は英語版・日英2か国版<sup>119</sup>が確認できる。この写真冊子はその後も何度かの改定版の発行が、佐々木雄一郎に引き継がれて行われており、英語版・日本語版があったようだ。「原爆1号」の吉川清が原爆ドームの前で土産物屋を営んでいた際に、店頭で売られていたものである。本館が所蔵する別の英語版には、1ページ目に吉川のサインと52年6月29日の日付が墨書きされたものもある。

このフォトアルバムの中には、松重美人が撮影した被爆直後の御幸橋の写真が1枚はあるが小さく貼られている。また、被爆者の姿は "Living Hiroshima" にも掲載されている。菊池俊吉が撮影した1頁大で荷車に乗せられた包帯巻きの女性の写真である。つまり、被爆当時の市内の写真ばかりでなく、被爆者の写真が掲載された冊子の販売は、この当時許されていたのである。上記2冊の写真冊子が、少なくとも49年には販売または贈呈用に刊行されていたという事実からは、これまでの占領軍による「検閲」で原爆を訴える行為が封じられていたという通説には、多くの例

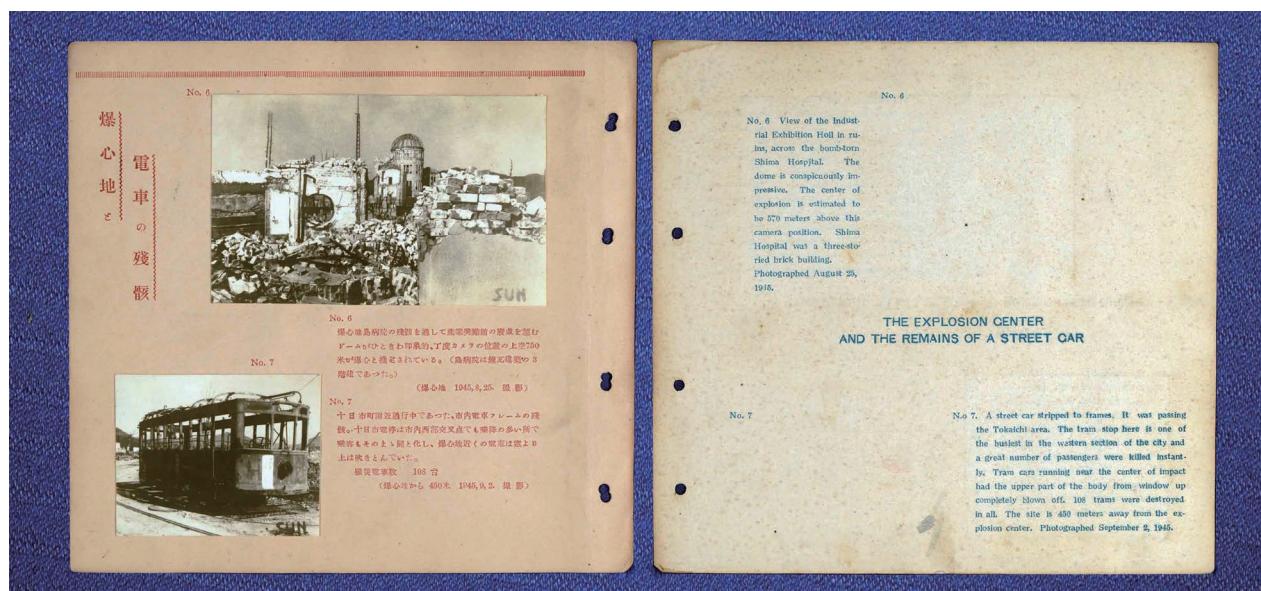


写真4 『ヒロシマ フォトアルバム』 広島平和協会 1949年10月1日 左頁写真は佐々木雄一郎撮影

外があったことがわかる。英語版は、来広する占領軍関係者の需要がかなりあったためであり、広島市役所へも海外から毎月数人の要人(民間・軍人)の訪問があった。こうした訪問者へ渡すためにも写真冊子を作成する必要性があり、占領軍もこれを認めていた証左であると考えている。

一方、50年6月9日に、原爆写真6枚を掲載した共産党中国地方委員会の機関紙『平和戦線』原爆特集号が全国に発送され、編集責任者の大村英幸は逮捕された。彼は松重美人の写真を中心としたと証言している<sup>120</sup>。全国的な共産党地方機関紙発行停止処分のなか、『平和戦線』は同月29日に発行停止となる<sup>121</sup>。

再び映画『平和記念都市ひろしま』が国内上映禁止になった理由を検討してみると、まず、映画中の国内版特別編『産業の再建』に衆議院共産党議員席がアップで映されていることは、中国民事部が見れば不愉快であろう。しかし、このシーンも絶対に不可欠なものではない。次に、吉川清が背中のケロイドを見せたシーンがあるが、このシーンを削除して製作することも可能であろう。

最後に残る要素は "No More Hiroshimas" というエンディング・シーンだけである。監督である秋元憲が事前の映画製作の検討で懸念していたのは、「不用意に使われる No More Hiroshimas の言葉はアメリカ側が言う言葉で、日本側が使えば皮肉となり逆効果を生じるおそれがある<sup>122</sup>」という点であった。しかし、映画製作を主導した広島建設委員会、特に浜井市長または中国新聞蔭山主筆が絶対に譲れなかったと思われるが、このシーンの有無である。アルフレッド・パーカーの「ノー・モア・ヒロシマズ運動」は、8月6日を World Peace Day 「世界平和の日」として、世界中で原爆犠牲者を悼むとともに、核兵器の廃絶を目指すことを進めていた。しかし、冷戦の影響を受けたため、少なくとも 1950 年代において米国では宗教的な動きを超えた国民的な平和運動の主流になることはできなかったようだ。ストックホルム・アピール以降の共産主義国家による「平和攻勢」に警戒が高まった中、特に 1950 年の式典が広島で盛り上がらなかったことが、その後の「世界平和の日」の普及にも大きな影響を及ぼしたと説明されている<sup>123</sup>。

結論の前に、拙稿(その1)に掲げた秋元監督の証言を再掲する。

「49年5月17日に広島商工会議所で試写会が行われ、…公開を待つばかりとなった」が、「試写会のあと、秋元さんと県庁幹部職員が GHQ の呉・軍政部から出頭命令を受け…全体として(表現が)暗すぎる。あまりにも絶望的に描かれており、映画製作に共産主義者がタッチしているのではないか」と厳しく責められ、映画の「公開は不許可になった<sup>124</sup>」

映画『平和記念都市ひろしま』の結末について、そもそも占領地である国内と国外ではプレスに対する規制が異なる

るのであるが、仮にGHQの検閲制度で反占領軍的プロパガンダが含まれていると見なされたとしたら、それを国外で上映ことを許したであろうか。この映画は1950年の浜井市長らの外遊時に、国外で映写されたのである。それ故に、検閲では（国内版にのみ付加された『産業の再建』を含まない）海外版は問題にならなかったので国外上映は可能であったが、地元の軍政部からの強い圧力で国内版の上映は封印されたというのがその答えであろう。秋元憲監督の証言は、筆者が資料調査を重ねてたどり着いた結果とも矛盾しないのであった。

## 7 おわりにかえて

これまで本稿の（その1）及び（その2）において、映画『平和記念都市ひろしま』、『広島平和都市建設構想案』及び『原爆体験記』について、広島からの世界への発信の試みという視角で、製作からの顛末について考察を進めた。映画『平和記念都市ひろしま』は、当初目的の海外上映は果たしたもの、国内上映は占領軍から禁止された。『広島平和都市建設構想案』は、海外版（Peace City Hiroshima）は非常に簡素な形で「平和都市」の政策理念は省略されたが、国内的には専門誌で発表することが出来た。この構想案においては原爆被災に関する記述はほとんどなく、海外版の簡素化は、時間的・予算的制約であったと思われる。

一方、市民公募により集められた「原爆体験」を編集した『原爆体験記』は市長不在の折、左翼運動と警察（占領軍が指揮していた）の対立が激化した中で封印され、海外へ送られることはなかった。

これまで、広島の原爆に関する表現は、占領軍の検閲制度によって封印されたとする説明が一般的であった。近年の占領軍の「検閲」に関するプランゲ文庫等の研究が進んだことにより、検閲では説明できない様々な事例があることが分っている。筆者が調べた限りにおいては、49年頃からの広島に対する、占領軍地方組織からの圧力が苛烈になる姿が浮かび上がってきた。こうした圧力は、明確に文書で残されることはないものの、大きな影響を与えていたと考えている。

最後に、これまでご協力をいただいた方々、ならびに『広島市被爆70年史』にご協力いただいた執筆者その他の方々にお礼を申し上げたい。「あの日まで そして、あの日から」という『広島市被爆70年史』の副題とともに、当時の時代を生きた広島の人々の苦悩と希望を想像しながら拙稿を終える。

## 脚注

- 1 中川利國「世界へ訴える占領下の広島復興（その1）—占領期における広島発信の試み～映画『平和記念都市ひろしま』～」『広島市公文書館紀要』第30号 広島市公文書館 2018年3月
- 2 「広島平和都市建設構想案」（昭和25年10月）広島市「藤本千万太資料」C1993-800 広島市公文書館蔵（藤本千万太資料は以下同じ）
- 3 『原爆体験記』広島市民生局社会教育課編 広島平和協会 1950年（8月6日）
- 4 三和良一『日本占領の経済政策史的研究』日本経済評論社 2002年 59-62頁
- 5 「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針（24年6月24日）」「昭和24年度平和記念都市建設計画一件」広島市公文書館蔵
- 6 「広島平和記念都市建設事業計画書資料作製について（24年7月23日）」「昭和24年度平和記念都市建設計画一件」広島市公文書館蔵
- 7 委員32名中の地方自治体首長の内訳は、「学識経験者」として東京都知事・広島県知事・長崎県知事・大阪市長・名古屋市長、「地方公共団体」として横浜・神戸・仙台・岐阜・広島・鹿児島・八幡・福井・姫路・高知の各市長の合計15名であった。
- 8 「広島平和記念都市建設総合計画書（案）」広島市 1949年9月23日 広島市立中央図書館蔵
- 9 「広島原爆災害総合復興対策に関する請願書」1949年2月 広島市・広島市議会 寺光忠資料 C1993-0946 広島市公文書館蔵
- 10 「広島平和記念都市建設計画概要」（昭和37年9月）「広島平和記念都市建設計画概要（昭和37年度）」広島市公文書館蔵 53頁
- 11 『広島市被爆70年史』（広島市 2018年）の主な関係節は、戦前編「3-1 宇品築港」「5-2 都市計画の始まりと大広島構想」「5-3 広島工業港」、戦後編「2-1 復興計画の立案と進展」「2-2 平和記念都市建設法と平和記念施設」「2-4 丹下健三と広島の都市デザイン」「2-5 太田川改修事業」である。
- 12 石丸紀興「都市計画の始まりと大広島構想」前掲『広島市被爆70年史』104-108頁
- 13 「大広島の建設」『広島商業会議所月報』第76号臨時増刊号 広島商業会議所 1927年29頁
- 14 石丸 前掲 108頁
- 15 『新修広島市史』第1巻総説編 広島市 1961年 487頁

- 16 稲吉晃『海港の政治史』名古屋大学出版会 2014年 167頁,『太田川改修三十年史』太田川改修30年史編集委員会 建設省太田川工事事務所 1963年 9-18, 101-139頁
- 17 前掲「大広島の建設」28-29頁
- 18 「三部制（三部経済制）」については、宇品築港を契機に広島県に導入され、広島（宇品）商業港の整備が廃止の条件となつたものだが、商業会議所による「大広島の建設」でも意識されている。「大広島の建設」の冒頭では、6大都市所在府県と広島県（広島市）のみに導入された三部制の廃止後を見据えて、6大都市が「特別市」の制度への移行に動きだしたことに対して、人口や経済成長面で大きく引き離された広島の焦りが表現されている。広島の「三部制」については次を参照。安藤福平「市制施行」前掲『広島市被爆70年史』36-37頁,『広島市議会史』大正・昭和（戦前）編 広島市議会 1987年 627-672頁,坂本忠次「広島区における三部経済制の成立過程—明治期広島の行財政制度変遷の一特徴—」『広島市公文書館紀要』第14号 1991年 1-26頁
- 19 『新修広島市史』第2巻 政治編 広島市 1958年 648頁
- 20 「大広島の建設」では、「広島市の港湾でありながら之を何時まで宇品港と称する積りであるか」と宇品港を広島港と改称することが説かれていたが、公式に改称が実現したのは1932（昭和7）年であったものの、これ以前から県会でも広島港という呼称は使用されており、港湾の名称は変転した。
- 21 『芸備日日新聞』1899年10月8日「宇品湾開港問題」
- 22 前掲『新修広島市史』第1巻 総説編 514-515頁
- 23 前掲『新修広島市史』第2巻 政治編 648頁
- 24 前掲「世界へ訴える占領下の広島復興（その1）」15-18頁
- 25 『中国新聞』1949年11月30日
- 26 「広島平和都市建設構想案 1949年版」広島市「藤本千万太資料」C1993-797
- 27 「広島平和都市建設構想試案 1950年版」広島市「藤本千万太資料」C1993-798
- 28 「広島平和都市建設構想試案」（昭和25年4月）広島市「藤本千万太資料」C1993-799
- 29 "Peace City Hiroshima" 1950年5月「藤本千万太資料」C1993-849
- 30 『新都市』広島平和都市建設特集 Vol.4 No.8 都市計画協会 1950年8月「藤本千万太資料」C1993-854
- 31 「広島平和都市建設構想案」（昭和25年10月）広島市「藤本千万太資料」C1993-800
- 32 前掲「広島平和記念都市建設総合計画書（案）」「四 財政計画について」「(2) 平和都市建設事業（表）」
- 33 Counterpart Fund - Public Works, Hiroshima, 1951 : GHQ/SCAP Records, Economic and Scientific Section, Director of Finance 日本占領関係資料 国立国会図書館マイクロフィルム（以下「日本占領関係資料」）：1951年にファイリングされているのは、文書の完結年次と思われる。
- 34 前掲「広島平和都市建設構想案 1949年版」196頁
- 35 『昭和財政史』第13巻 大蔵省財政史室 1983年 932頁
- 36 同書 958頁
- 37 同書 984, 1027頁
- 38 『戦災復興事業誌』戦災復興事業誌編集研究会・広島市都市整備局区画整理課編 広島市 1995年 61頁
- 39 中川利國「〈資料解説〉『丹下健三書簡綴』（藤本千万太資料）について」58（1）-51（8）頁,「〈翻刻〉『丹下健三書簡綴』（広島市公文書館所蔵 藤本千万太資料）」『広島市公文書館紀要』第27号 広島市公文書館 2014年（広島市HPでも公開）50（9）-32（27）頁
- 40 前掲「広島平和都市建設構想案」（昭和25年10月）132-133頁
- 41 同書 16-19頁
- 42 『中国新聞』1953年7月19日
- 43 『中国新聞』1953年7月23日
- 44 浜井信三『原爆市長』朝日新聞社 1967年 230-245頁
- 45 「外資導入計画」「(復興事業のため) 外資導入計画一件」「藤本千万太資料」C1993-801
- 46 『中国新聞』1953年7月19日
- 47 債券としての償還可能性の問題以外にも、ドル建債であるために償還時に必要なドル調達も深く検討した様子はない。
- 48 丹下健三「平和都市建設の中心的課題」『新都市』Vol.4 No.8 15頁
- 49 『中国新聞』1945年12月9日「楠瀬知事の広島復興への構想」,石丸紀興「平和都市思想とその都市形成に及ぼした影響（1）（広島戦災復興計画に関する研究 その2）」日本建築学会中国・九州支部報告第5号 1981年
- 50 「第5回審議会議事録」『広島新史』資料編II 広島市 1982年 21-24頁
- 51 「第6回審議会議事録」同書 24-29頁
- 52 『中国新聞』1945年9月14日「復興広島の構想（二）」
- 53 「第20回審議会議事録」前掲『広島新史』資料編II 77頁
- 54 『中国新聞』1948年8月7日
- 55 前掲「広島平和都市建設構想案」（昭和25年10月）46-47頁
- 56 中川利國「《研究ノート》ハワード・ベルと広島の児童文化」『広島市公文書館紀要インターネット臨時号』2015年7頁
- 57 『夕刊ひろしま』1948年12月5日
- 58 『中国新聞』1949年3月1日

- 59 『中国新聞』1949年3月18日
- 60 峠三吉『原爆詩集』（青木文庫版）青木書店 1952年 124-141頁
- 61 『中国新聞』1955年4月7日
- 62 口絵2は「広島復興都市計画並平和記念都市建設五ヶ年計画図」の部分拡大であり、緑色で塗りつぶされた「平和記念施設事業」に注目したい。『平和記念都市 広島の姿』広島県（1951年3月20日刊行）
- 63 『広島市お知らせ』昭和27年1月1日 広島市「藤本千万太資料」C1993-863
- 64 「広島平和記念都市建設計画概要」（昭和37年9月）「広島平和記念都市建設計画概要（昭和37年度）」広島市公文書館蔵 53頁
- 65 前掲『戦災復興事業誌』57-60頁
- 66 石丸紀興「百メートル道路から平和大通りへ」IATSS Review Vol.23No.4 1998年 242-245頁
- 67 藤森照信「〈講演会〉『広島計画を展開した意図・その後の丹下の活動』『広島市公文書館紀要』第23号 広島平和記念都市建設法制定50周年記念特集号 1999年 50頁
- 68 石丸前掲（1981）
- 69 「広島平和都市建設構想案 1949年版」54-55頁。1950年10月の最終版ではこの文章の後段は「全人間文化の総合的所産たらしめようとする平和都市の特殊性をより高く具現する所以ともなるであろう」と幾つかトーンダウンしたものとなっている。
- 70 杉本俊多「丹下健三と広島の都市デザイン」前掲『広島市被爆70年史』314-315頁
- 71 中川利國「占領期におけるABCC広島原爆傷害研究所の整備と広島の復興について」『広島市公文書館紀要』第29号 2016年
- 72 「速記録（事件番号：昭和26年（行）第22号 証人指名：任都栗司）」「昭和33年度 旧東練兵場訴訟事件に関する在広証人調速記録」広島市公文書館蔵
- 73 天川晃・荒敬ほか編集『占領管理の体制』（GHQ日本占領史第2巻）日本図書センター 1966年 30頁
- 74 Survey Report - Hiroshima (V) Region, 12 March thru 26 March 1951, GHQ/SCAP Records, Assistant Chief of Staff, G-II , Public Safety Division ; Police Branch 日本占領関係資料
- 75 『広島市職労30年史』自治労広島市職員労働組合 1977年 144頁
- 76 中川利國「占領軍の展開と占領の諸相」前掲『広島市被爆70年史』259頁
- 77 前掲『広島市職労30年史』152頁
- 78 「（広島市助役解職に関する）声明書」森沢雄三 C1993-0298 広島市公文書館蔵,『夕刊中国』1950年5月6日
- 79 『中国新聞』1950年4月23日
- 80 『夕刊中国』1950年6月3日
- 81 前掲『広島市職労30年史』153頁
- 82 Survey Report - Hiroshima (V) Region, 12 March thru 26 March 1951, Ibid.
- 83 Special Reports - Hiroshima Region, GHQ/SCAP Records, Assistant Chief of Staff, G-II , Public Safety Division ; Police Branch 日本占領関係資料
- 84 『広島県史』現代通史VII 広島県 1983年 331頁
- 85 『浜井信三追想録』浜井信三追想録編集委員会 1969年
- 86 浜井 前掲 182頁
- 87 前掲「占領軍の展開と占領の諸相」256-257頁
- 88 浜井 前掲 176頁
- 89 "The Public Safety Commission must issue such permit unless such parade or such mass public demonstration would clearly provoke imminent danger to the public safety,..."「行進並びに群衆に依る公の示威運動の統御について」1948年9月3日「法制調査・研究 / 公安条例」広島県立文書館所蔵
- 90 「公安委員会は集団行進示威運動が公安に危険を及ぼすことが明らかである場合の外はこれを許可しなければならない」『広島市報』昭和24年9月20日「集団行進及び集団示威運動に関する条例制定」
- 91 「行進示威運動及び集会に就いて」1949年4月19日「法制調査・研究 / 公安条例」, 中川 前掲「占領軍の展開と占領の諸相」258頁
- 92 中川同書 257-259頁
- 93 中川前掲「占領期におけるABCC広島原爆傷害研究所の整備と広島の復興」
- 94 松江澄『ヒロシマの原点へ』社会評論社 1995年 137-138頁
- 95 Lieberman, Robbie The Strangest Dream – Communism, Anticommunism, and the U.S. Peace Movement, 1945-1963 Information Age Publishing Inc. 2010 pp.57-65
- 96 道場親信『占領と平和〈戦後〉という経験』青土社 2005年 279頁
- 97 前掲『広島市職労30年史』172頁,『中国新聞』1950年4月7日
- 98 Lieberman pp.9-31
- 99 Asai, Rieko Hiroshima and the U.S. Peace Movement: Commemoration of August 6, 1945-1960 , The United States and the Second World War, 2010 p.336
- 100 Ibid. pp.32-33
- 101 Ibid. p.8
- 102 Ibid. p.11

- 103 和泉真澄「『天賦人権』から『忠誠の報酬』へ」『立命館言語文化研究』Vol.16 No.4 2005年 17-19頁
- 104 Lieberman. pp.57-65
- 105 Ibid. p17
- 106 Ibid. p82
- 107 『中国新聞』1950年6月8日
- 108 『中国新聞』1949年1月9日
- 109 大江健三郎『ヒロシマ・ノート』岩波書店 1965年 175頁
- 110 Monthly Civil Affairs Activities Report, June 1950, Monthly Civil Affairs Activities Report, January 1950 – June 1950 (Chugoku) , GHQ/SCAP Records, Civil Affairs Section 日本占領関係資料
- 111 中川前掲「占領軍の展開と占領の諸相」257-259頁
- 112 中川利國「二つの平和記念日」前掲『広島市被爆70年史』284-285頁
- 113 Monthly Civil Affairs Activities Report, February 1951 - April 1951, Monthly & Weekly Activities Reports, 1946-1951, GHQ/SCAP Records, Civil Affairs Section 日本占領関係資料
- 114 『中国新聞』2016年5月15日「生きて 報道写真家 桑原史成さん」③
- 115 『中国新聞』1949年5月18日
- 116 その内容は、次のHPで公開されている。「『LIVING HIROSHIMA（生きているヒロシマ）』写真原稿一覧」広島県立文書館  
[https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki\\_file/monjukan/mokuroku/200526tanakatsuguzo\\_photo.pdf](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjukan/mokuroku/200526tanakatsuguzo_photo.pdf)
- 117 道場 前掲 279頁
- 118 西本雅実「原爆はどう報じられたのか」前掲『広島市被爆70年史』29頁
- 119 1949年英語版は平和記念資料館に、同年日英版は本館が所蔵している。日英版は生写真が貼ってある厚めの台紙頁と見開きで英文説明分のみの薄い頁から構成されている。
- 120 「被爆・占領下の広島を語り残す 大村英幸氏」『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』Vol.12, No.3 広島市立大学広島平和研究所 2010年3月 5-6頁
- 121 川島高峰編・解「地方機関紙発行停止処分執行状況」『米軍占領下の反戦平和運動』2000年 327頁
- 122 中川前掲「世界へ訴える占領下の広島復興（その1）」18頁
- 123 Asai pp.339-340
- 124 中川前掲「世界へ訴える占領下の広島復興（その1）」32頁